

分科会①「子どもアドボカシーを当事者の視点で考える」

分科会①

「子どもアドボカシーを当事者の視点で考える」

パネリスト：

田邊 紀華（全国子どもアドボカシー協議会理事、一般社団法人 Masterpiece）

荒川美沙貴（社会的養護経験者向け情報サイト“Iris” 編集長）

永田 勝利（作新学院大学 学生）

渡辺 睦美（全国子どもアドボカシー協議会理事、こどもアドボカシー学会理事）

助言者：

中村みどり（Children's Views & Voices 副代表）

川瀬 信一（一般社団法人子どもの声からはじめよう 代表理事、こども家庭庁参与）

コーディネーター：

相澤 仁（大分大学福祉健康科学部 教授）



分科会①「子どもアドボカシーを当事者の視点で考える」



分科会①

相澤 仁

(大分大学福祉健康科学部 教授)

皆さんおはようございます。第1分科会の報告をさせていただきます。「子どもアドボカシーを当事者の視点で考える」というテーマでございます。登壇者ですけれども、パネリスト、助言者全て社会的養護経験者の方々にやっていただきました。あとで名前は見ていただければと思います。時間がないので次に行かせていただきます。

発表要旨ですけれども、まず子どもの声とアドボカシーについての説明を中村みどりさんからやっていただきまして、子どもの人権、子どもの権利に基づいた実践がされているか、常に振り返る必要があるということです。対話の重要性ですけれども、大人と子どもの対話が不足しているのではないかという気づき、そして子どもの対話の時間を意識的に作る関わりが必要。そして子ども参画、子どもが置き去りにされていないか、例えば大人の都合のいいルールに変わっていくようなことがなされていないかということに注意すべきだ、ということです。

続いてパネリストの荒川さんからのご報告がございました。Irisの紹介があったあとに、子ども、若者から見える世界ということで、慣れた場所は、命は安全ではないけれど心は安定していると。新しい代替養育は、命は安全だけど心は安心できないと。大人の意見はそれぞれバラバラ、環境の変化に子どもは必死に適応しようとしていると。心理士さんの関わりの中で自分の見えている世界、自分を見分かっていて聞いて、質問してくれた言葉の奥にある気持ちと背景を汲み取ろうとしてくれた。聴かれて、考え込み、自分を見つけて言葉にしている感じがした、ということをおっしゃっていました。聴くことについて思うことですけれども、どう聞いていくのかは

どうその人を分かっていくかということ。状態、状況、時期で考え方も変わると。ともにいて、ともに問題を考える、一緒に模索していく姿勢が大切だということです。

続いて田邊さんですけれども、自己紹介のあと Masterpiece の紹介がございまして、子どもの声を大切に、若者に寄り添いつつ、決定するのはあなただという意識を常に持つということです。アドボカシーにおける課題ということで5つほど挙げてくれましたけれども、思いをそのまま汲み取ることの難しさ、声を上げることのパワーがまだ溜まっていない子どもに対してのアドボカシー、そして届けるタイミングは人それぞれあること、といった発言がございました。

永田勝利さんからは、自己紹介をしつつ、自分の気持ちの変化ということで、私が考える話しやすい環境というのは、秘密を守るとか、フラットな関係性、話を否定されないというようなことで、最後に強調されたのは、子どもは善意な存在であり、子どもの意見を聴いていくためには子どもの善意、よくなるとうとする気持ちを大切に尊重することが重要だということです。

渡辺睦美さんは、自分の子ども時代のことをお話されて、子どもアドボカシーについては、里親家庭で育ったからとか施設で育ったからといって属性にこだわることではないと。子ども一人一人のありようを尊重して、子どもの声に傾聴し向き合ってくれる存在が大切であり、そういう存在を求めていると。またコミュニティによってアドボカシーを実施していくことが必要だということです。

2人の助言者からのコメントですけれども、子どもの権利について分かっている人が少ないとか、コミュニケー

分科会①「子どもアドボカシーを当事者の視点で考える」

ションは共同作業だと。そして子どもの安全、安心、居場所感は大人の考える居場所感とは違うと。ウェルビーイングに影響しているのは自己決定で、パワーが溜まっていない子どもは緩やかな参加を検討すべきだと。ゆらぎを大切にすること、子どもと大人の時間感覚は違いますよと。子どもは自分が悪いからだと思っている。そうでないようにきちんと説明、理解してもらうことが大切だということです。

最後、パネリストと助言者によるディスカッションですけれども、一人一人の子どもに応じたアドボカシーを行うことが重要だと。そして先程言ったように、個人によるアドボカシーではなくて、コミュニティによるアドボカシーも大切で、発言した意見によって傷つけるような対話は絶対に許されないし、聴いただけにせず丁寧なフィードバックが必要です。またパートナーで向き合い、寄り添い続けることの重要性も指摘されました。施策に反映するためには、特定の子ども、若者の意見ではなく可能な限り多くの子どもと若者の意見が必要です。それから会議などには複数の子どもの参加と、参加者への分かりやすい説明をすることの大切さが指摘されました。意見表明等支援事業については、社会的養護の子どもだけではなくて全ての子どもに拡充する。また声にならない声、View を大切にして理解していくことが必要です。そして子どもの声を聴くとか、制度、事業から、文化にしていくことが必要だ、ということが話し合われたということです。時間ですのでこれで終わりにしたいと思います。雑駁な説明で申し訳ございませんでしたがどうぞご清聴ありがとうございました。

分科会①「子どもアドボカシーを当事者の視点で考える」



CVV(Children's Views & Voices)とは

PRESENTATION

- 施設や里親家庭で生活している子ども、選所した若者たちがエンパワメントされる想を所づくりを行う。
- CVVの名称には、子どもたちの視点(Views)と声(Voices)を大切にしたいという思いが込められている。
- 2001年夏、カナダ・オンタリオ州PARCを訪ねた施設経験者メンバーによって発足。
- 活動内容
 - みんなの会(里親や施設で生活する中高生を対象にしたプログラム)
 - スポーツ、お泊り会、忘年会、自立支援のワークショップ等実施
 - よみか堂(月1回 平日の夕食会)
 - 地域の方が食事作りのお手伝いをしてきています。
 - ユースプログラム(定期的に対象のユースと会い近況を確報)

子どもの声を聴かせてワーク

PRESENTATION

福岡市の子どもたちの声

- 一時保護所にいる子どもの声を聴いて欲しい
- 小規模になったら大人の負担が減る。子どもは自分のやりたいことができる
- 子どもが多すぎてストレスがたまる。部屋とかお風呂とか大変。
- なんでこんなところにいるんやろうかと思う
- 転校したくなかった
- ★当事者である子どもの権利擁護の取り組み
 - いとうきもあるけど、いとうおかしなことになるけんいえん。
 - (相談したら、他の人にはいいわんっていてもいわれるときがある。大人でもいってほしくないことあると思うのに。
 - 文句あるとき、言うけど、聞いてくれない。
 - 子どもだけで決めたい。
 - 里親にいい、いかないも自分で決めたい。里親さんも自分で選びたい。でもいいにくい。

みんなの声を聴かせてワークショップより

PRESENTATION

九州の児童養護施設、里親家庭等で生活する子どもたち 76名
2020年9月～12月

- 自分のことを相談できる人はいない
- 意見を言えない
- 職員は監視をしている。
- 書類の保護者の欄に、施設長の名前を書かれるのが嫌。苗字が違う。施設の子だけが施設長の名前なので、書類を出しづらい。自分の保護者の名前を書きたい。
- 知られたい事がある事を大人にわかって欲しい。
- 何で施設で暮らしているのか聞きたい。
- 親の情報は知りたいが、親と一緒に住みたい。
- なんで、きょうだいで自分だけ施設にいるのか。



子どもアドボカシーって何？

社会的養護の動向

PRESENTATION

- 2018年 児童福祉法改正
 - 子どもが権利の主体、一時保護の目的の明確化、家庭養育優先の原則、親子関係再構築支援等の記載
- 2017年8月 新しい社会的養育ビジョン
- 2018年7月 都道府県社会的養育推進計画の策定要領 R2年度～R11年度
 - ・当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)
- 2019年6月 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律
 - 附則第7条4項 2年をめぐりに児童の意見が尊重される
 - 仕組みの構築について検討の必要性を記載
- 厚生労働省子ども権利擁護ワーキング開始
- アドボカシーシステム構築に関するモデル事業 開始
- 2020年4月 児童福祉法等改正法施行
 - 「親権者等は、児童のしつけに際して、体罰を加えてはならない」
- 2022年 児童福祉法 改正
 - 児童の意見聴取等の仕組みの整備(2024年4月より)

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約) 1994年批准

PRESENTATION

生きる権利
全ての子どもの命が守られること

育つ権利
もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活の支援や友達と遊んだりすること

守られる権利
暴力や搾取、有害な労働などから守られること

参加する権利
自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

大切な4つの柱

ユニセフホームページより

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

PRESENTATION

国連子どもの権利条約第12条

- 1締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

分科会①「子どもアドボカシーを当事者の視点で考える」

子どもアドボカシー システム

PRESENTATION

子どもたちに関わる大人のみ母さんは、すでにアドボカシーをする人（アドボケイト）です！！
それぞれの人が立場や役割を備いながら、
子ども一人ひとりの声を聴くことが大切です。

意見表明等支援事業
子どもと利害関係のない独立した立場にある意見表明等支援員（子どもアドボケイト）が社会的保護下の子どもの声を聴き、代弁する事業

※資料提供：NPO法人「子どもアドボカシーセンター」

子どもの声を聴くとは…必要な視点

PRESENTATION

①子どもの権利
子どもの人権、子どもの権利に基づいた実践がされているか常に振り返る
子どもの意思の尊重の実現には子どもと大人の協働（パートナーシップ）が必要

②「対話」の質等性
子どもへのヒアリングを通して…
子どもと子どもの「対話」が不足しているのではないかと気づき
子どもの「対話」の時間を意識的に作る関わりが必要
「対話」を実現するための協働、協働により「対話」が実現

③子ども参加
子どもが置き去りにされていないか…
「自分の意見が聞かれず、進路が決まってしまう」
「大人の都合の良いように変わっていく」
子どもの将来の決定に際しては、子どもの意見を聴きながら決定をサポートする

© Copyright Children's Views & Values 2022

子どもへ権利を伝える

PRESENTATION

あなたには、「じいんの きもちを いう けんり」と「いけんを さいてもらえる けんり」がある

みんな じぶんらしく いきるけんりがある。ひとと ちがっても、だいじょうぶ。そのこらしさが たいせつ。

「子どもの けんり」はみんなのおまもり
みんなで いっしょに あるいていけるように

ようこそ子どものけんりのぼん 白泉社 2023年7月 コドモエのえぼん

社会的養護経験者の声から

PRESENTATION

自分の信頼している人は、自分のことを絶対に守ってくれると思っている。
それによって他の大人にも話してみようかなと思えた。
親身になってくれたたった一人が、人生に影響を与えてくれる。

2020 社会的養護経験者全国交流会 紹介資料より

© Copyright Children's Views & Values 2022

話をきいてくれるおとな(アドボケイト)に求めるもの

PRESENTATION

〇どんな人がいい

- ・明るくて優しい人 ・聴きすぎず、明るすぎず、普通の人がいい
- ・秘密を守ってくれる人
- ・怒る人は嫌だ ・声がかたい人は嫌
- ・女性がいい ・性別はどちらでもいい
- ・人がコロコロ変わるの嫌
- ・担当ケースワーカーはよく変わるから、同じ人がいい
- ・ぐいぐい来る人は嫌
- ・なんでも聞いてくれる人がいい
- ・話を最後まで聞いてくれる人がいい
- ・話が長くてめんどくさい人は嫌 ・興味の無い話をしてくる人は嫌

〇場所や頻度

- ・施設に来て欲しい
- ・学校
- ・毎週来て欲しい
- ・1カ月に1回きて欲しい
- ・（施設）外で話したい

© Copyright Children's Views & Values 2022

子どもの声を聴くとは…

PRESENTATION

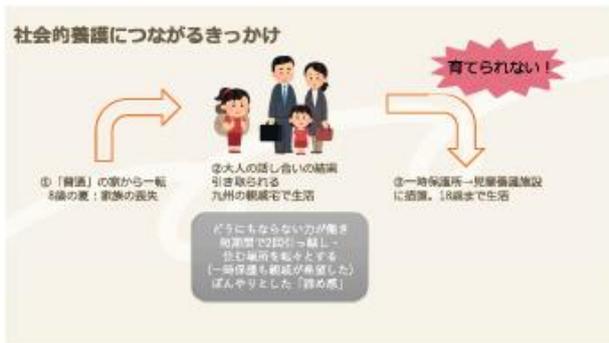
☆子どもの「声を聴く」といっても、いろいろな「声」がありますよね。言葉以外の「声」も聴くという姿勢が求められています。

☆子どもの声を聴くひとりのおとなとして、
声をどうやったら聴けるだろうか、信頼関係をつくれるだろうか「葛藤」することも…

☆自分自身に芽生える「葛藤」と向き合いながら、子どもに寄り添っていくことが大切なことだと思います。

© Children's Views & Values 2022

分科会①「子どもアドボカシーを当事者の視点で考える」



分科会①「子どもアドボカシーを当事者の視点で考える」

課題

- 周囲が本人の想いを「そのまま」くみとることの難しさ
- 「声を挙げる」という事へのパワーがまだたまっていない
ことにも対してのアドボカシー
- 声を伝える・届けるタイミングは人それぞれであること



課題

- 二次受傷の防止
トラウマのフラッシュバック、パンドラの箱は今どのくらい開けられる？負担ではないか？
セカンダリートラウマとならないように
- 安心できる空間・場所
そして理解してくれる・信頼できる大人の存在が不可欠



Thank you !

分科会①「子どもアドボカシーを当事者の視点で考える」

子どもアドボカシーを当事者の視点で考える

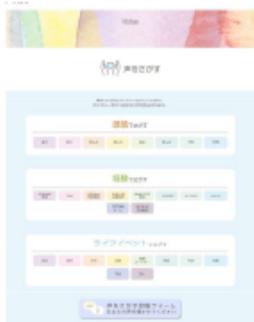
社会的養護経験者向け情報ウェブサイトIris編集長
臨床心理士・公認心理師
荒川美沙貴

Iris(アイリス)とは…



子ども家庭庁補助事業
・社会的養護自立支援拠点事業等の相談支援
・人それぞれの経験者の声
・別室
・退所後のおなやみにまつわる記事

措置解除後の人生、急にひとりぼっちになる気がする…
そんなときにもっと見れて、すこし「ほっとできる」がテーマの情報サイトを目標としています。
企画ライティング編集はすべてフリーパーで行っています。



「つらいのは自分だけなのだろうか？」
「ほっとするストーリー」で元気をだしたい
「トラウマにふれる声は避けたい」

→自分の気持ちや状況にあわせて、選ぶように

情報がとびこんでくるSNS時代に情報との出会いも自分の気持ちと確認をすることを大切にしたいという思い



↑→アイリス知事録より経験者たちの思い、声を載せています。こういう思いや声を、どのように受けとるといいだろうと私も考えさせられます。ぜひ読んでください。



Irisで大切にしていること(※企画趣旨より抜粋)

- ・エネルギーが落ちているときにもなるべく負担なく見られるもの
- ・文字少なめ
- ・機能的でアプリのように使える
- ・ひとりひとりの目的にあわせて使えるよう整理する
- ・ささやかで淡々としていてさりげない
- ・あたたかみ、やわらかさ、のんきさ、ときどきせつなさ
- ・福祉、行政、メディア、仕事すぎない、でも距離ちかすぎない
- ・専門用語をなるべくつかわない
- ・手作り感
- ・言葉をもてる、コミュニケーションのツールやきっかけになれば
- ・果敢にすこし安心できるようなコンテンツ
- ・先輩の知恵や工夫をアドバイスではなくただ並べる

言葉をもてなかったこども若者からみえる世界

目まぐるしい環境で複雑な感情が同時に起こる
なにが起きているのかわからない 自分のことだけ傍観
なにが危険で、危険じゃないかの基準が今まで生きてきた場所とちがう

慣れた場所は命は安全ではないけど、心は安心できる
新しい場所(代替養育)は命は安全だけど、心は安心できない
→生活観、価値観、ルール、マナーが全然ちがう
「変な子」「なにをやっているの?!」
たぶんものけ姫とエポシ様くらい生きている世界がちがう

言葉をもてなかったこども若者からみえる世界

保護されると、(ありがたいけど)急にかかわる大人が増える
→知らない先生も次々声をかけてくるようになる
→保健室の先生
→里親さん、児相のCWさん、心理士さん、里親担当さん、
里親会の人、支援機関の人…

「あの人も伝えておいてね。」「〇〇から聞いたよ。」
誰になにを言ったか、誰がなにを知っているのかわからない

言葉をもてなかったこども若者からみえる世界

大人の意見はそれぞればらばら
→自立のためのアドバイス、ルール、マナー中心
伝えられることをのみこむ 環境の変化の適応に必死
自分の気持ちは？聞かれてもわからない…

→当時、心理士さんがいちばん時間があつたのかもしれないけれど、自分の見えている世界、自分をわかろうとして聞いて、質問してくれている感じがした

言葉の奥のほうにある気持ちと情景を汲みとろうとしてくれていた聞かれて、考えこみ、自分をみつけて言葉にしていける感じがした

分科会①「子どもアドボカシーを当事者の視点で考える」

言葉をもてなかったことも若者からみえる世界

里親さんにはなかなか話すことはできず…

住ませてもらって4年(?)ほどたったころ、やっとお互いにちゃんと話せた気がした

言葉がやっとたまったのか、勢いだったのか…

発することが動く

声にすることで、変わっていく環境、不安を引き受ける勇気、覚悟
得体のしれない自分、境遇、他者に向きあう怖さ

声を聴くことについて思うこと

話したい子、話すのが難しい子、いろいろだけれど、知りたいと思ってくれることは嬉しい。本音を引き出すのではなく、感情を汲む(言葉でなくても波長があうだけでも)、その積み重ねで話せるようになることもある

うまく言葉にならないことも多々ある

どう聴いていくのかは、どうその人をわかろうとしていくかということ

そこで選ぶ問いかけは、ひいては人間や世の中をどれほど理解しようとしているか

声を聴くことについて思うこと

知ったら、たいてい話を聴くだけではすまなくなる→聴くことをセーブしてしまう

状態、状況、時期でも全然声も気持ちも考え方も変わる。ともにいて、ともに問題を考える、一緒に探索していく姿勢

大変な状況にある人の秘密をかかえることとは
準備が整わないときに引き出してしまうこととは

分科会①「子どもアドボカシーを当事者の視点で考える」

当事者の視点から話しやすい環境を考える

なぜ??

大人が怖い
自分が嫌い



良い大人もいる
誰かの為に頑張りたい

私の気持ちを変えたのは
ファミリーホーム「はなの家」で得た安心でした。

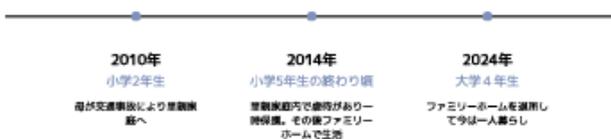


どうして安心できたのか

- ・暴力をする人間がない
- ・家族の時間を大切にしてくれる
- ・話を最後まで聞いてくれる
- ・声を荒げない
- ・気持ちを話すことができた
- ・様々な大人と関りがある

私のこれまでの家庭

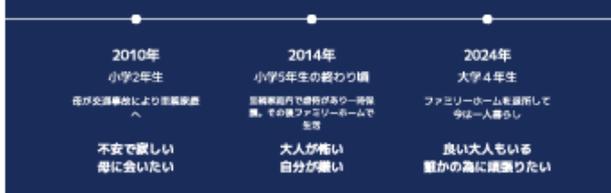
生活環境の変化



自分の気持ちを話せた理由

最後まで話を聞く姿勢	否定されない	信頼している
上手く言葉化できなかったりして自分が通じれてしまってもじっと待ってくれた。嫌な顔もせずに最後まで話を聞いてくれた。	「化子ん間違ってるかも」といったことを言っても否定から入らない。	一緒に生活することによって信頼感が生まれて自然に何でも話せるようになった。

私の気持ちの変化



私が考える話しやすい環境とは

- ・秘密を守る
自分が話した内容が誰かにバラされたことを知ると不信感につながる。
- ・フラットな関係性
上下関係を意識してしまうと話しやすい。
- ・話を否定されない
どんな話でも否定をされないというのは安心感につながる。

分科会①「子どもアドボカシーを当事者の視点で考える」

これまでの当事者活動

びわ湖活動

朝日新聞学生文化推進部の内閣
委員候補、立憲学院進学応援会
を創設している中学生が保護者ら
に向けた情報発信や社会的課題
をより深くするため活動すること

フォスターユースの会

会中の他に福祉、芸術大会、発
力の運動研修などを企画して当事
者の活動を促す。若手世代が主
流で多様な場所を回遊して活動
中

読書を読む

毎月の月を中心に社会的課題に
関する研究や研究大会にて当事
者としての経験を話す

こどもの養護所でアルバイト

養子包括志願を必須とする養護所
で生活している子どもたちと関わる

活動の中で様々な人と交流する際に 気を付けていること

フランクに話す

真実を話さずただ楽しげに話して話してくいと感
じるからできるだけ真実に気取らないで話す
ことを意識している。

話を聞いていることを意図で表す

話が一段落したあとに、その内容を簡単に要
約して伝えて、しっかりと聞いていることを
態度で示す。

できるだけ同じ目線で話す

私は身長が高いので話をするときにはできるだけ
低くしゃがんだり、こどもの場合はしゃがんで視線
を合わせたり威圧的にならないようにする。

自分の話をやる

相手の話を聞いてばかりではなくて、相手に
共感した話題について自分のことを話す。

最後に....



分科会①「子どもアドボカシーを当事者の視点で考える」

子どもアドボカシーを
当事者の目線で考える
渡辺 睦美

— 私の子ども時代 —

充実した高校生活



渡辺 睦美 (わたなべむつみ) —
東京都町田市出身

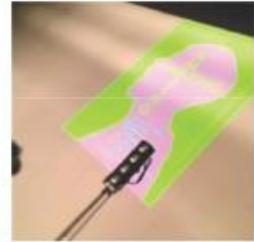
新卒で株式会社エイチ・アイ・エスへ入社。
法人営業→オンライン店舗にて
CS・人材育成スタッフとして勤務。

2020年 4月 山梨県に移住。
古巣家で広報・マーケティング・新規店舗立ち上げなど幅広く経験。

2022年 4月 福島のNPO法人で広報職員として入職。
全国子どもアドボカシー協議会 理事
子どもアドボカシー学会 理事

2023年 5月
こども家庭庁 こども家庭審議会 委員
(社会的養育・家庭養育委員会)

— 私の子ども時代 —



— 私の子ども時代 —



里親家庭
▼
児童養護施設

分科会②「これからどうなるフォスタリング？
－里親支援センターの施行と今後の展望－」

分科会②

「これからどうなるフォスタリング？

－里親支援センターの施行と今後の展望－」

パネリスト：

後藤 博規（こども家庭庁支援局家庭福祉課長補佐）

山川 浩徳（慈愛園乳児ホーム養育家庭支援センターきらきら 統括責任者）

佐野多恵子（特定非営利活動法人静岡市里親家庭支援センター 次長）

宮内 珠希（二葉乳児院 二葉・子どもと里親サポートステーション 主任）

コーディネーター：

都留 和光（二葉乳児院 施設長）



分科会②「これからどうなるフォスタリング？ —里親支援センターの施行と今後の展望—」



分科会②

都留和光

(二葉乳児院 施設長)

皆さんおはようございます。分科会2「これからどうなるフォスタリング？—里親支援センターの施行と今後の展望—」ということで、分科会2のほうを進めてまいりました、コーディネーターの二葉乳児院、都留と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回のパネリストの皆さんは、こども家庭庁支援局家庭福祉課課長補佐の後藤様、熊本の慈愛園乳児ホームの養育家庭支援センターきらきらの統括責任者の山川さん、静岡県の特定非営利活動法人の静岡市里親家庭支援センター次長のフォスタリング統括責任者の佐野さん、東京都二葉乳児院の二葉・子どもと里親サポートステーションの主任の宮内さんのフォスタリング機関3名の方と、こども家庭庁の方ということで、分科会のほうを進めてまいりました。それぞれ30分、20分、20分、20分ということで、それだけで十分時間が押していったような部分もあるんですけれども、初めにこども家庭庁後藤課長代理のほうから資料説明、これは皆様のお手元の資料でしっかりと目を通せられるのではないかと思います、改めて概要であるとか、設置運営要綱であるとか、配置基準、施設機能強化推進費実施要綱の案、里親養育包括支援事業の具体的な内容ということで、後藤さんから皆さんに説明がありました。具体的にフォスタリング機関が里親支援センターとしてどのような形になっていくのかということは、参加されていた皆さんが一番興味があるところだったかなと思います。

質問の時間を5時過ぎから持ちまして、児童自立支援計画表の作成はどこなで行うのか？児童相談所なのか、里親支援センターなのかというところの質問もありました。60世帯を超えて、20世帯を超えてプラス1名での加算

の費用は、具体的な額はどれぐらいになるんですかという質問もフロアのほうからありまして、これは1月25日の自治体の説明の中の部分として、この日は持ってきていなかったんですけども、ホームページのほうにありますので、地域区分ごと見ていただいて、という説明がありました。

また自治体間での格差については、こども家庭庁だけではこの格差をどうしていくのかというのはなかなか難しく、外部有識者や自治体と協力して把握を進めていく必要があるということが言われました。リクルートから自立支援までをやっているところが少ないということですね。やっていないことが多いということで、一貫してリクルートから自立支援までを行うために、というところで今回の里親支援センターが役割を担える部分があると考えているという話もありました。里親支援センターを行うところには、こういうかたちでやるんだということを大々的に出していくことが必要だという意見もありました。

次にフォスタリング機関の報告ということで、これも詳細は各資料のほうを見ていただければと思いますが、熊本県の熊本モデルや、静岡県の里親支援員さん、経験のある里親さんたちが訪問をしていくこと、二葉乳児院のからはライフストーリーワークを扱う子どもプログラムの報告を受けました。今後、里親支援に関わる方たちの人材育成であるとか、全国的なフォーラムであるとかということが大事ななということで、皆さんで終えたということになります。時間になりましたので終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

分科会②「これからどうなるフォスタリング？ ー里親支援センターの施行と今後の展望ー」



第6回FLECフォーラム 分科会2
「これからどうなるフォスタリング？ー里親支援センターの施行と今後の展望ー」

養育家庭支援センターきらきら 熊本県での実践

養育家庭支援センターきらきら 統括責任者
山川 浩徳

kirakira@jaiien.or.jp

<https://www.facebook.com/fostercare.agency.kirakira>

JAI-EN
SOCIAL
SERVICE
CENTER

養育家庭支援センターきらきら

○職員構成 (7名)
統括責任者・里親リクルーター・里親トレーナー
里親訪問支援員・里親等委託調整員・心理訪問支援員
相談支援員補助員

○受託事業
・里親制度普及促進・リクルート事業
・里親研修・トレーニング事業
・里親委託等推進事業
・里親訪問等支援事業
・障害児里親等委託推進モデル事業 (令和4年度より)



熊本県

○熊本県人口	1,705,855人
中央児相管内	721,615人
児童人口 (県全体)	287,144人
○社会的養護下の子ども	約650人
児童相談所	3か所
児童養護施設	12か所
乳児院	3か所
フォスタリング機関	3か所
○登録里親	312世帯 (135世帯)
養育里親	207世帯 (98世帯)
養子縁組里親	86世帯 (36世帯)
専門里親	14世帯 (7世帯)
親族里親	7世帯 (1世帯)
ファミリーホーム	8ホーム (0ホーム)



JAI-EN
SOCIAL
SERVICE
CENTER

養育家庭支援センターきらきら

○広い管轄地域での里親養育支援
統括責任者・里親等相談支援員・里親等委託調整員、
相談支援員補助員による支援の分担
→それぞれの里親家庭が持つ個別のニーズに対応



○関係機関との協働
里親養育支援だけでなく、里親制度普及促進等についても
管轄地域の広さは難しさに
→児童養護施設や乳児院など関係機関との協働 (熊本モデル)

JAI-EN
SOCIAL
SERVICE
CENTER

養育家庭支援センターきらきら

○事業開始 令和2年12月28日～
○運営主体 社会福祉法人慈愛園 (慈愛園乳児ホーム)

○「きらきら」とは
慈愛園創立100周年に合わせ、慈愛園乳児ホームで「キラキラプロジェクト」を計画、
ライフストーリーブックの作成やホームカミングを行うにあたり「キラキラ」という
名称を使用。
また、令和元年より自主事業として「養育家庭支援センターきらきら」を立ち上げ、
里親の居場所づくりを支え、令和2年にフォスタリング機関として事業の委託を受け
その名称を継承している。

JAI-EN
SOCIAL
SERVICE
CENTER

熊本モデル

熊本県内の各施設に配置されている里親支援専門相談員は、担当地域内の
市町村や関係機関といった社会資源と密接に連携しながら、里親に身近な
存在として日頃の相談支援を行っている。また、相談員それぞれが多様な
専門性を持ち活動している。
今後の里親等委託推進にあたっては、「熊本モデル」として、フォスタリ
ング機関や児童相談所だけでなく、このような機動力と専門性を持った里
親支援専門相談員によるきめ細かな支援、熊本県里親協議会を通じた当事
者同士のつながりによる支援など、重層的で手厚い体制を確立することを
目指す。

(熊本県社会的養育推進計画抜粋)

JAI-EN
SOCIAL
SERVICE
CENTER

社会福祉法人慈愛園

○社会福祉法人慈愛園
第1次世界大戦後、貧困や病気が蔓延する中、来日したルーテル教会
宣教師会が子どもや高齢者のための「家(ホーム)」を設立したのが起源。
「Gathering Up The Fragments: 地域社会から孤立した人を救う」
という理念を現在も大切にしながら、100周年を迎えた現在は、熊本県内に
11の福祉施設を運営。

○慈愛園が積み重ねてきた100年の歴史のなかで
・慈愛園の最初の里親委託は戦前に兄弟をアメリカへの委託
・戦後、海外養子縁組をアメリカのキリスト教系帰国機関を通じ実施
・子ども権利条約批准後は、海外養子縁組から国内里親にシフト
・施設独自のシステムにおいてマッチング、養育支援を行い、現在も継続

JAI-EN
SOCIAL
SERVICE
CENTER

里親制度普及促進事業

○里親制度を届ける
・管轄地域に強化地域を設定
・市町村ロビー、大型商業施設でのパネル展
・企業店舗でのポスター掲示、チラシ設置
・市町村と協働した市町村広報誌を使用している周知啓発
・民生委員などの地域資源への里親制度説明
・一般の方への里親制度説明会の開催
・大学生への講義の実施
・里親などによる体験発表「里親おはなし会」の開催
・Facebook、公式LINEを活用した情報発信
・Zoomを使った個別の里親制度説明

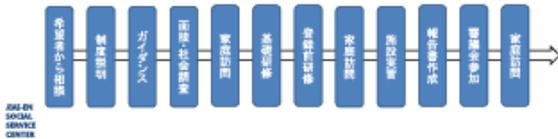


JAI-EN
SOCIAL
SERVICE
CENTER

分科会②「これからどうなるフォスタリング？ ー里親支援センターの施行と今後の展望ー」

新規里親登録

- 登録実績
 - ・令和3年度 前期登録里親：15世帯 後期登録里親：13世帯
 - ・令和4年度 前期登録里親：10世帯 後期登録里親：16世帯
 - ・令和5年度 前期登録里親：11世帯 後期登録里親：7世帯



里親委託等推進事業

「すべてのケースにおいてまずは里親委託を検討」（児童相談所）

- 里親委託検討、里親情報提供
 - 令和3年度 37ケースの委託検討 14名のお子さんの情報提供書の提出
 - 令和4年度 33ケースの委託検討 12名のお子さんの情報提供書の提出
 - 令和5年度 21ケースの委託検討 5名のお子さんの情報提供書の提出
- ・里親と児童のマッチング
- ・里親への詳細説明への出席
- ・里親委託のための交流計画の確認
- ・交流についての進捗状況の確認
- ・地域にある資源の整理と盛りこし
- ・委託前の里親応援ミーティング開催
- ・里親支援計画の作成

里親研修・トレーニング

- 法定研修
 - 里親登録のための研修（年2回）
 - 専門里親更新研修（年1回）
 - 養育里親更新研修（年3回～4回）
 - 養子縁組里親更新研修（年3回～4回）



- 里親スキルアップ研修
 - 対面実施2回 オンライン開催2回



- 委託後の里親トレーニング
 - フォスタリングチェンジ・プログラムの実施
 - 熊本県内3フォスタリング機関での共同開催

里親訪問等支援事業

- 訪問等支援
 - ・里親支援専門相談員との協働による定期的な家庭訪問の実施
 - ・居住地域での関係機関による支援基盤の構築（里親応援ミーティング開催）

- 委託児童への支援
 - ・委託児童との面接、委託児童の自立のための支援

- 相談体制の構築
 - ・平日夜間や土曜日曜・祝祭日といった隙間の時間の相談体制構築
 - 業務用携帯電話を各相談員、里親リクレーターが常時携帯



- 交流支援
 - ・フォスタリング機関が提供する里親サロンの開催
 - ・熊本県里親協議会が開催するイベント、サロン等への支援

里親研修・トレーニング

- 里親支援機関等職員研修
 - 目的：里親支援の充実のために里親支援に携わる機関・職員の資質向上を図ることを目的として本研修を計画・実施
 - 対象者：県庁職員、児童相談所職員、フォスタリング機関職員、里親支援専門相談員児童養護施設、乳児院職員、その他里親支援に関わる方
 - 令和3年度：「里親への支援とは」 後藤慎司氏（元大分県中央児童相談所所長）
 - 令和4年度：「里親制度を届ける」 高橋幸子氏（特定非営利活動法人キアセツト）
 - 令和5年度：「子どもアドボカシー ～子どもの声で社会を満たす～」 安孫子健輔氏（NPO法人全国子どもアドボカシー協議会事務局長）

里親訪問等支援事業

- 訪問等支援実績
 - 里親家庭への家庭訪問実施回数
 - ・令和3年度 197回
 - ・令和4年度 301回
 - ・令和5年度 240回（令和6年1月現在）
 - 里親応援ミーティング実施回数
 - ・令和3年度 49回
 - ・令和4年度 74回
 - ・令和5年度 62回（令和6年1月現在）



- 「誰が届けるか」ではなく「何を届けられるのか」
→児童養育のためのネットワーク構築のためのコーディネート

里親委託等推進事業

- マッチング
 - ・児童相談所より提示される児童について、委託する里親の検討、情報提供書を提出し里親家庭訪問等により里親の家庭状況の把握、里親の意向確認リストの作成、委託児童についてのアセスメントを実施（在籍施設、市町村への確認）
 - ・マッチングや交流時の里親が抱く不安などを気軽に相談できる窓口となる
- 里親支援計画の作成
 - ・家庭訪問等を通して里親の状況を把握し、必要な支援についての検討を行う
 - ・里親支援計画に沿った必要な支援を実施するための明確な役割分担を行う
 - ・自立支援計画をもとに作成、必要に応じて見直し（修正）を行う
- 児童相談所援助指針協議への参加
 - 施設に入所中の児童の情報共有、支援のための協働体制構築を目的として参加

障害児里親等委託推進モデル事業

- 障害児を養育する里親等の支援ニーズの把握
 - 里親が抱える困り感や不安、子ども自身が抱えるニーズの把握を行う
 - 情報把握のためのアンケート内容の情報収集、検討、実施
- 障害児施設との連携による支援
 - ・障害児施設からの措置変更後のアフターケア
 - ・地域から里親委託された様々な障害を抱えた子どもへの支援
 - ・必要に応じてショートステイの利用
- 児童福祉サービスや障害福祉サービス等との連携支援
 - 療育施設や児童福祉サービス、教育機関など子どもに関わる機関による里親応援ミーティングの定期開催など
- 児童相談所、市町村との連携
 - 事業の理解促進による協働体制の構築

分科会②「これからどうなるフォスタリング？ ー里親支援センターの施行と今後の展望ー」

その他の事業

- 里親ショートステイ事業
 - ・必要に応じて各市町村への里親ショートステイの説明
 - ・情報提供を同意した里親の整理と市町村への情報提供
- 熊本県里親協議会、熊本県ファミリーホーム協議会との協働
 - ・定例会への参加やサロン、イベントの共催
 - ・養子縁組里親へのサポート
- 熊本フォスタリング機関協議会
 - 熊本県内3フォスタリング機関の協議会を令和3年に設立
 - 支援に関する情報共有や協働しての事業の実施
 - 「熊本里親支援センター協議会」



JAL-EN
SOCIAL
SERVICE
CENTER

これからのこと

- 里親支援センターの設置に伴い
 - ・児童相談所と里親支援センターそれぞれが担う業務の変化
 - 様々な業務が児童相談所から里親支援センターへ移行
 - 児童相談所援助方針会議への参加
 - 情報共有会議実施の提案
 - 協働体制の構築と責任の所在の明確化
 - ・熊本モデルのアップデート
 - 里親支援センターが果たすべき役割のための高度化
 - センター内での有機的協働
 - ピア・スーパービジョン
 - ニッチなニーズに応えるためのさらさらとしての運動を生み出していく



JAL-EN
SOCIAL
SERVICE
CENTER

ご清聴ありがとうございました

分科会②「これからどうなるフォスタリング？ ー里親支援センターの施行と今後の展望ー」

これからどうなるフォスタリング？ ～静岡市の取り組みと今後の展望～

認定NPO法人静岡市里親家庭支援センター
次長・フォスタリング統括責任者 佐野多恵子

里親認定・登録までの流れ

～静岡市の場合～

1. 里親サロンの参加
2. 里親サロンの参加による里親のイメージ作り、研修会参加による知識向上
3. 里親サロンの参加による里親のイメージ作り、研修会参加による知識向上
4. 里親サロンの参加による里親のイメージ作り、研修会参加による知識向上
5. 里親サロンの参加による里親のイメージ作り、研修会参加による知識向上
6. 里親サロンの参加による里親のイメージ作り、研修会参加による知識向上

平成17年 4月 静岡市が政令指定都市に移行 児童相談所設置 静岡市里親会発足

- 18年 4月 里親会に里親推進事業推進員の設置 (11名の里親会役員に多岐)
- 18年 5月 里親サロン開設 (里親交流事業)
- 20年 4月 ちびっこサロン開設 (乳幼児に特化した)・・・里親会事業として市内の公園や児童館プレイルームを会場として年に1回開催
- 21年 12月 静岡市里親会がNPO法人「静岡市里親家庭支援センター設立準備事務局」を開設
- 22年 10月 NPO法人「静岡市里親家庭支援センター」法人登記
- 25年 4月 静岡市より、里親支援業務の一部を受託 (里親会役員が運営)
 - 1) 里親研修事業 テーマ別の研修の実施
 - 2) 里親相談活動 里親相談員による定期的な里親家訪問
- 26年 4月 静岡市より、里親委託措置を除く里親支援業務全般を受託 (里親会との協働運営)
- 30年 4月 フォスタリング機関として稼働
- 令和 6年 4月 里親支援センターとして稼働予定

里親の苦労

- 発達の違いや医療的ケアの対応 (療育教室・病院通い・不登校・盗路決め 等)
- 発達、愛着、知的 等の障害による不可解な行動
- 育てにくさ (不適切な養育による無秩序な育ち方)
- 真実告知やライフストーリーワークに対する心の揺れ
- 実親の存在認識と交流
- 私的な家庭で行う「公的養育」
- 措置解除後の不安 自立 家庭復帰 養子縁組 等々・・・

【活動の3本柱】

①「広報・啓発」②「スキルアップ研修」③「相談・支援」

社会的養護下の子どもの受け皿として、養育の理解と実践を目指すことができる里親を増やすために、①里親認定に係る丁寧な説明と②養育技術の向上のための研修が欠かせないうえ、マッチングに配慮した選抜や里親が抱える養育上の不安や悩みを気軽に③相談できる体制や里親を孤立させないための里親同士の相互交流など、きめ細やかな支援の仕組みが求められる。

3本柱のどれを行う？⇒3本セットで行うことが重要！

「ひとつの支援機関がこれらの業務を一貫して実施することが望ましい。」

〈里親制度説明会〉

里親制度について

里親とは、児童相談所から委託を受け、子どもを養育する役割を担うことです。里親になるには、一定の条件を満たす必要があります。里親になることで、子どもは安心して生活し、成長することができます。

「里親会」との連携

(1) 里親会⇒里親家庭支援センター

- 里親研修活動
- 広報活動への参加・協力 (チラシ配り、出席依頼、制度説明会 等)
- 委託トレーニングへの協力
 - ①スタート研修・アタッチメント研修 等での託児
 - ②プレレスバイト (里親宅での体験実習)
- 行事の中で仲間の家庭を見る、知る、オープンな場所・雰囲気の中で話しあう (支援に反映)

(2) 里親家庭支援センター⇒里親会

- 里親会副幹事への運営協力 (里親会のニーズに即した企画運営・募集調整等)
- 役員会に出席しセンター事業の意義を知ってもらい理解を促す
- 支援団体、筑志家、慈善事業との連携し、等

〈登録前サロン〉

静岡市里親家庭支援センター
里親サロン
～2022認定・登録前サロン～
4/4

「これって自分なのかな?」

「これって自分なのかな?」

分科会②「これからどうなるフォスタリング？ ー里親支援センターの施行と今後の展望ー」

ライフステージに合わせた研修 ～登録後の里親の卵から里子のゆりかご・自立まで～

受託前 (①里親スタート研修、②未受託フォローアップ研修)

- ①里親向け「自分を知る」「親の役割とは」「子どもとはなむの」について学ぶ。
- ②養育中の課題と関わる「教育費・保健センター・児童・乳児ボナンシアへの参入」「子どものいじめ・いじめ」(プレイスバイト)

➔ **乳幼児期** (③安心橋の輪)

- ③アタッチメントを基に出た乳幼児養育の支援プログラム。全12回

➔ **幼児・学童期** (④フォスタリングセンター・プログラム)

- ④同級行動のメカニズムを理解し、里親親子の関係改善プログラム。全12回

➔ **中・高・自立期** (⑤自立支援プログラム)

- ⑤-1様々な職業の人が近を築いたが職業体験を通して、自らの生活方針や将来を思い描く機会を提供する(一般就労及び福祉就労)
- ⑤-2児童相談所福祉司による「中高生のための職業説明会」社会福祉士による「自立のための社会福祉士と入寮説明会」

➔ **養育知識向上** (⑥養育スキルアップ研修)

- ⑥(発達障がい、ライフストーリーワーク、認知症、性教育、SIS、養育後の夫婦や里(親)SIS) ⑥⑦の課題別研修

里親家庭で生活する子どもたちは・・・

コロナワクチン
が打てない

マイナンバーカード
が作れない

生活経験の不足
社会のルール、語
彙が極端に少ない

本名と通称名
(家族調書の取り
扱いへの配慮を)

学校メディアや
SNSへの不同意

里子のとある道 ～自分と向き合う～

児童相談所

↑

・生い立ちの
学習
・1/2成人式

LSW

↑

・出自を知る
・親を知る・考える
・交流(手紙・資金)

自立

↑

・進学・就職
・住むところ
・お金
・立ち位置を決める

児相職員との業務分担 <例>

マタニティ	里親選定	連絡	選定資料	研修	リスクアセスメント	里親訪問	同居家族等確認	②配付書	受託式
児相	決定		○		確認	発行		決定	実施
センター	編成	○	調整	○	調整	○	○	立案	立案

里親選定	連絡	選定資料	選定手帳	②の書式	親子学習
児相		○		○	
センター	○	○	○		②の書式

訪問・研修	計画	連絡	決着	記録	アフターフォロー
児相	○	○	○	○	
センター			調整	○	○-報告

ピアカウンセリング ～子どもにとって～

- 学校や地域の友達と自分自身を区別し始める＝「生みの親と暮らしているの?」
- 「ジソウ...みんな知らないの?」「普通の子と違う?」孤独感
- 里親に気遣って言えない、聞けないことを支援者や里子に聞ける
- 里親を心配せず話せる。行動できる(過干渉、過保護からの解放)
- 生活の中での困りごとや心配事を話せる
- 実の親に対する思い「会いたい」や「会いたくない」
- 措置解除を知る＝その後どうなるの?怖い!



行政(児相)と作った協働の取り組み

Ex. 月に一度の連絡会

参加者: 児相/各担当係長 センター/センター長・次長

内容: 問題を抱えている里親家庭のケース概要と緊急性の共有、対策構築
一時保護の内閣化(食品、アレルギー、薬、費用の支払等)
措置延長についての考え共有
ケースの進捗確認(親子組継続後の措置のその後 等)
イベントスケジュール確認、参加及び協力依頼
年長児童の委託について
委託事業についての役割確認(レスパイト、週末里親、自立支援計画 等)

里親養育支援が児相から離れて・・・

メリット

- 自由度が高まった ex. 一人暮らし体験(民間アパート)
- コロナ禍のweb研修から始まったLINE活用
- 里親と児相の良い意味での距離感
- 正体との連携(書付け支援を受け、里親会からの里親の胸い上げ等)
- 里親家庭の記録をより詳細に(写真、動画の活用)
- SNSの活用(広報、研修案内、安否確認 等)
- 親子や親連へのケア、説明等

デメリット

- 児相職員の里親制度や里親家庭の生活について知識、認識が低くなる
- 里親と児相が時間を共有する機会が減った
- 委託したら安心してしまふ
- 「おたおや」という専門職という役割(期待)
- 里親との信頼関係が薄い
- 児相職員向けの「里親・FLEC研修」の実施

Listen to me

少しだけ「こんなはずじゃなかった」と思っています

里子に対して特別扱い「でけなく少しの「配慮」をおねがいします」

家で見せない子どもの顔を覗かせてください

子どもの背骨を知ってください、関係構築と共有してください、解添の先生もお願ひします

何が何んか、どうすれば良いか述べています。私「相談太り」です

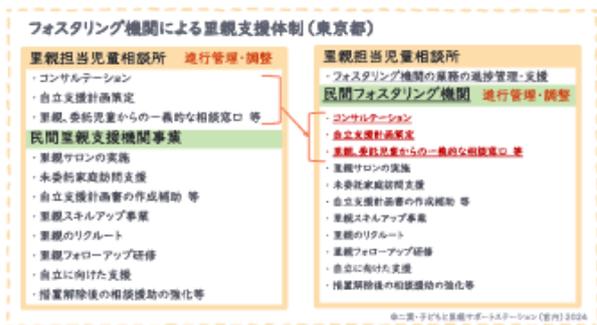
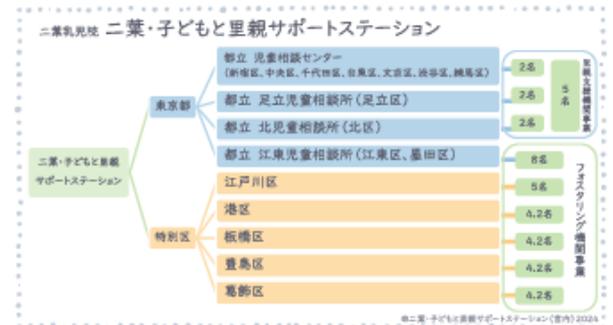
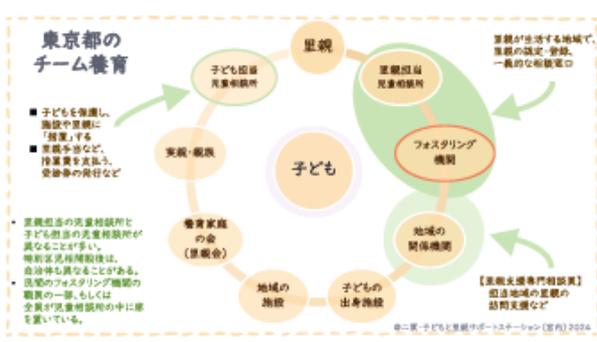
研修は受けているけれど、里親は専門家ではないんです

分科会②「これからどうなるフォスタリング？ ー里親支援センターの施行と今後の展望ー」

分科会2
これからどうなるフォスタリング？
ー里親支援センターの施行と今後の展望ー

二葉乳児院
二葉・子どもと里親サポートステーションの取り組み

社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院
二葉・子どもと里親サポートステーション
(港区児童相談所フォスタリングチームみなと出漁)
宮内珠希
t.miyouchi@fuchobaby-shimizu.or.jp

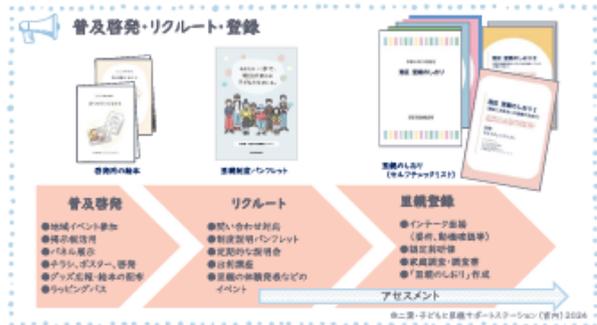


東京都児童相談所フォスタリング機関設置状況

2020 (R2)	多摩児童相談所	(社)二葉保育園 二葉学園
2021 (R3)	立川児童相談所	(社)愛恵会乳児院
	江東児童相談所	(社)二葉保育園 二葉乳児院
2023 (R5)	品川児童相談所	(社)六路園 品川景徳学園
	小平児童相談所	(NPO法人)キアセット
	杉並児童相談所	(社)聖友ホーム
2024 (R6) ※予定	八王子児童相談所	(社)愛恵会乳児院
	練馬児童相談所(仮)	(社)二葉保育園 二葉むさし丘学園
従来通り 里親支援機関事業	児童相談センター 足立児童相談所 北児童相談所	(社)二葉保育園 二葉乳児院

東京都児童相談所は、管轄人口の過半数を占めるため、再編の計画あり

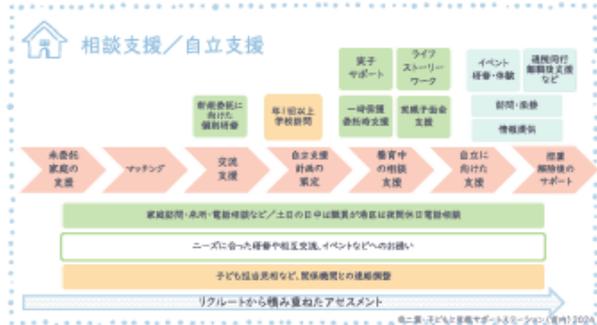
※二葉・子どもと里親サポートステーション(区内)2024



特別区児童相談所フォスタリング機関設置状況

2020 (R2)	江戸川区児童相談所	(社)二葉保育園 二葉乳児院
	世田谷区児童相談所	(社)東京育成園
	荒川区児童相談所	二葉乳児院(2023(R5))~(社)友興会クリスマス・フォレスト
2021 (R3)	港区児童相談所	(社)二葉保育園 二葉乳児院
2022 (R4)	中野区児童相談所	(社)聖オディリアホーム乳児院 ※里親支援機関
	板橋区児童相談所	(社)二葉保育園 二葉乳児院
	豊島区児童相談所	(社)二葉保育園 二葉乳児院
2023 (R5)	葛飾区児童相談所	(社)二葉保育園 二葉乳児院

※二葉・子どもと里親サポートステーション(区内)2024



分科会②「これからどうなるフォスタリング？ ー里親支援センターの施行と今後の展望ー」

登録後の研修・相互交流



<p>県内全ての登録家庭を対象 【フォローアップ研修】</p> <p>フォローアップ研修 年間1回研修履修の研修の実施。フェスティバルやキャンプなどの研修プログラムなどの継続研修。進捗に応じて講習を取り入れた研修を実施。</p>	<p>二重・子どもと里親サポートセンター担当管内全ての里親を対象 【全県で開催】</p> <p>養育体験 地域の児童養護施設や乳児院で、半日程度の実験を通して、子どもや施設の生活について理解を深めるための企画</p>	<p>各児童相談所の登録里親を対象 【別日別曜日に開催】</p> <p>各所・個別のニーズに合わせたスキルアップ研修 ●高齢者 ●料理 ●縫製 ●健康と安全 ●地域の社会資源 ●就労体験 ...など</p>
--	--	---

●二重・子どもと里親サポートセンター(資料)2024

養子縁組成立後家庭のライフストーリーワークを扱う子どもプログラム

3. さらに気持ちを表現しやすくする工夫

- 十数枚のカード(A4)をトランプのように床に広げる。
- ひとりずつめくって、読み上げる。
- 全員がそのテーマに沿って自分の気持ちに近いところにシールを貼る。



●二重・子どもと里親サポートセンター(資料)2024

養子縁組成立後の家庭への支援と子どもプログラムの始まり

<p>月1回の「ほっと☆のんびり茶話会」の開催</p>	<p>養子縁組成立後のサポートの必要性</p>
<p>年に数回の外出などの企画の実施</p>	<p>養親のサロンや「保育」ではないグループ活動を開始し、子ども同士がつながりができる</p>
<p>子どもだけを連れ出す子どもプログラムの実施</p>	<p>2018年 小学4年生以上を対象にした療育プログラム(キャンプ)を実施し、ライフストーリーワークを扱い始める</p>
<p>年齢別の子どものプログラムの実施</p>	<p>●乳幼児の親子 ●年長から小学校低学年 ●小学校中学年 ●小学校高学年から中高生</p>

●二重・子どもと里親サポートセンター(資料)2024

養子縁組成立後家庭のライフストーリーワークを扱う子どもプログラム

4. 「自分の気持ち」、「養親の気持ち」、「実親の気持ち」について考える

- テーマに沿った当事者の声を聴くなどして、いろいろな気持ちがあっという間を知り、自分の気持ちも共有したり、養親や実親の気持ちを想像してみる
- 最後には実親にあったとしたら言いやすいことを手紙にしてみる



●二重・子どもと里親サポートセンター(資料)2024

養子縁組成立後家庭のライフストーリーワークを扱う子どもプログラム

1. 「子どもプログラム」の意味を子どもも共有

- 「制度としての養子縁組」についてグループの中で共有する。
- 仲間としての意識、グループの安心感を育てる。
- 養子であることを知り、様々な気持ちがあることを知り、表現できるようにサポートする。



●二重・子どもと里親サポートセンター(資料)2024

養子縁組成立後家庭のライフストーリーワークを扱う子どもプログラムの意義

養子縁組成立後は、児童相談所・フォスタリング機関の積極的な関わりがなくなる

<p>養親の思い 何を、どう扱っていいかわからない</p>	<p>養子縁組のポジティブな面を見て、前向きに生きてほしい</p>
<p>成長に合わせた「真実告知」や「ライフストーリーワーク」が行われにくくなる</p>	<p>家庭の中で、養子縁組についてのテーマが扱われる機会が減る</p>
<p>子どもの思い 「親には言いにくい」</p>	<p>「誰にも言えない」</p>
<p>「誰もわかってくれない」</p>	

●二重・子どもと里親サポートセンター(資料)2024

養子縁組成立後家庭のライフストーリーワークを扱う子どもプログラム

2. 養親の育ちを振り返る

- 事前に養親から、出会った頃の写真とメッセージが書かれた名刺サイズのカード(各項目3~4枚)を預かる。
- 職員が製本し、グループ内で職員がひとり一人のブックを読み上げる。



●二重・子どもと里親サポートセンター(資料)2024

その他の取り組み

「子どもにとって」の里親養育・里親支援について理解を深める本の発行

子どもと里親のためのサポートハンドブック-2

里親家庭のための子どもの権利ノート Guidelines (大人向け)

わがしの権利ってなあに？ 里親家庭のための子どもの権利ノート (子ども向け)

わたしの権利、なあに？

わたしのだいじなもの こどもの権利ははじめてのいっぴ (知見向け)

わたしのだいじなもの こどもの権利ははじめてのいっぴ

●二重・子どもと里親サポートセンター(資料)2024

分科会②「これからどうなるフォスタリング？
ー里親支援センターの施行と今後の展望ー」

ご清聴ありがとうございました。



二葉・子どもと里親サポートステーション
宮内珠希
t.miyauchi@futaba-yuka.or.jp



分科会③「子ども支援、親支援、親子関係支援を
包括する親子包括支援に向けて」

分科会③

「子ども支援、親支援、親子関係支援を包括する親子包括支援に向けて」

パネリスト：

齋藤 弘美（社会福祉法人 大洋社 常務理事、全国母子生活支援施設協議会 副会長）

那須 里絵（早稲田大学社会的養育研究所 次席研究員）

安部 計彦（西南学院大学 教授）

松田 妙子（NPO 法人せたがや子育てネット 代表理事、NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会
理事）

星 美帆（特定非営利活動法人 青少年の自立を支える会 子どもの居場所「月の家」責任者）

薬師寺順子（大阪府中央子ども家庭センター 所長）

助言者：

胡内 敦司（こども家庭庁 支援局家庭福祉課 企画調整官 兼課長補佐）

コーディネーター：

上鹿渡和宏（早稲田大学人間科学学術院教授、早稲田大学社会的養育研究所 所長）



分科会③「子ども支援、親支援、親子関係支援を 包括する親子包括支援に向けて」



分科会③

上鹿渡和宏

(早稲田大学人間科学学術院教授、
早稲田大学社会的養育研究所 所長)

分科会3を担当いたしました上鹿渡です。登壇者の皆様の配布資料等ご覧になることができると思っていますので、そちらをご確認いただけたらと思います。この分科会につきましては、これまでFLECであまり取り上げられてこなかった実践について、パーマネンシー保障で第一に考えらえる家庭維持、親子分離予防の領域で、それぞれ既に取り組まれて成果を上げている方々、特に母子生活支援施設と子育てひろば、そして子どもの居場所の実践についてご報告をいただきました。

最初に親子関係再構築の取り組みとして、都道府県でも生かしていただくことを念頭に、これまであまり具体的な取り組みが、広くは知られてこなかったと思われる母子生活支援施設における子ども、親、親子関係への支援について、全国母子生活支援施設協議会副会長の齋藤さんから詳細なご報告をいただきました。あまり知られていないこれまでの取り組みについて、具体的にお示しいただきました。このような効果的な取り組みが行政や地域にあまり知られてこなかったことや、DV専用施設だと思われてきたことなどが合わさって母子生活支援施設の利用が減ってきているという現状があり、課題として挙げられました。また、全国母子生活支援施設協議会から新たな提案として、このようなかたちで母子生活支援施設は地域で役割を担っていきたいといったものが示されました。具体的にはミドルステイなど、これから様々な親子を支えていただけそうなメニューが示されました。

そのあと早稲田大学社会的養育研究所の那須さんから、全国の母子生活支援施設を対象とした調査結果が示されました。社会的養育における予防的取り組みを検討でき

る場でもあり、既に実践されてきたことの中から、それらがどのように実施されているか分析することで具体的な検討が可能になるのではないかとということが示されました。

さらに、西南学院大学の安部先生からのご助言につきましては、先生ご自身の研究として、最近母子生活支援施設、ヤングケアラー支援に関する調査をされ、その結果も含めて考察・コメントをいただきました。ヤングケアラー支援についても全国各地でいろいろな取り組みが始まっており、母子生活支援施設でどのようなことが行われ、それはどのような成果を上げているかを具体的に見ていくことで、また新たな知見が得られると考えられ、現場で活用できるものになっていくのではないかとのご示唆もいただきました。

続いて親子に向けた支援として地域で実践されている子育てひろば、これはポピュレーションアプローチにあたるものになると思いますが、松田さんから世田谷区での取り組みが具体的に報告されました。具体的に、このようなことができるのだというアイデアにあふれた、本当に興味深い取り組みがたくさん報告されました。また、このような取り組みを親や子どもが地域に受け入れられていると感じられるようなものにしたいとのことでした。さらに、それらを一部ではなく世田谷区全体に広がるように、受けられない人がいないように、仕組みとしていくことの工夫についても示され、その大切さを皆で共有できたと思います。

そのあと、子どもへの直接支援に加えて、居場所という支援について、学校へ迎えに行き、居場所に連れて帰って、そこで夕食をとり宿題をして、子どもを家に送り

分科会③「子ども支援、親支援、親子関係支援を 包括する親子包括支援に向けて」

届けるという取り組みをしている居場所の話をしていただきました。これも親子支援のハイリスクアプローチにあたるものかと思いますが、子どもの居場所「月の家」責任者の星さんから、その実践についてご報告をいただきました。星さんのこれまでのご経験から涙が出そうになるようなご経験をいくつもお報告いただき、このような居場所の持つ可能性について、参加者皆で共有できたのではないかと思います。特に居場所にいる大人の役目として、「子どもたちを守ること、ワクワクさせること」が示されました。これは本当に重要な点で、アタッチメントでも安心の基地、それができてからの探索、遊びなど、子どもがいろいろなことに挑戦できる環境他関係性が大事なのですが、まさにそれを実践されているお話を聞くことができました。

最後に大阪府中央子ども家庭センターの薬師寺さんと、こども家庭庁支援局家庭福祉課の胡内さんからコメントをいただきました。児童相談所の観点、また国で施策を策定している観点からこのような取り組みへの期待ということで様々な具体的示唆をいただきました。

これまであまり同じ場で共有される機会のなかったそれぞれの取り組みが共有されることで、会場全体で、ご参加いただいた皆様もいろいろなことを考えられたのではないかと思います。また、ご登壇いただいた皆様もそれぞれいろいろなことを思いつき、今後に向けた示唆も得られたのではないかと思います。第3分科会は、皆様の積極的なご参加によって本当に有意義な会になったと思っております。ありがとうございました。

分科会③「子ども支援、親支援、親子関係支援を 包括する親子包括支援に向けて」

第6回FLECフォーラム・分科会3

子ども支援、親支援、親子関係支援を包括する親子包括支援に向けて

登壇者

- ・斎藤弘美 社会福祉法人大洋社常務理事 全国母子生活支援施設協議会副会長
- ・松田妙子 NPO法人せたがや子育てネット代表理事 NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事
- ・星美帆氏 特定非営利活動法人青少年の自立を支える会 子どもの居場所「月の家」責任者
- ・藤野寺順子 大阪府中央子ども家庭センター所長
- ・安部計彦 西南学院大学教授
- ・塚須風絵 早稲田大学社会的養育研究所次席研究員
- ・胡内敬司 こども家庭庁支援局家庭福祉課 企画調整官兼課長補佐

コーディネーター

- ・上座謙和宏 早稲田大学人間科学学術院教授 社会的養育研究所所長

分科会3の目的・方向性

- ・本分科会では、FLECフォーラムであまり取り上げられてこなかった親子の状況に合わせた様々な水準での実践を取り上げ、成果と課題を整理・共有した上で、これからの市区町村における子育て家庭への支援や、都道府県における親子再統合支援の充実に向けた実践、協働について検討する。
- ・第1部では、パーマネンシー保障のために重要な市区町村の家庭維持・親子分離予防の取り組みや、都道府県の親子再統合の取り組みを念頭に、母子生活支援施設における子ども・親・親子関係への支援について、具体的に提示していただく。
- ・第2部では、親子への支援として地域で実践されている子育て広場と、こどもへの直接支援に加えて送迎による親とのつながりを通して親子支援も担うこどもの居場所（児童育成支援拠点事業のモデル）について、これまでの実践から成果と課題を提示していただく。

第6回FLECフォーラム・分科会3

子ども支援、親支援、親子関係支援を包括する親子包括支援に向けて

はじめに 【上座謙】開催趣意説明、登壇者ご紹介

第1部 国勢におけるパーマネンシー保障の取り組み

～母子生活支援施設の取り組みから、必要とされる子ども・親・親子関係支援について考える～

- 【斎藤】 母子生活支援施設におけるこれまでの実践とこれから
- 【藤野】 全国の母子生活支援施設における調査研究結果から
- 【安部】 研究者の立場からのコメント

第2部 地域におけるパーマネンシー保障の取り組み

～ポピュレーションアプローチとハイスタアプローチ～

- 【松田】 子育てひろばの実践から地域子育て支援について（ポピュレーションアプローチ）
- 【星】 子ども居場所の実践から（ハイスタアプローチ）
- 【藤野】 児童相談所の立場からのコメント

第3部 ディスカッション

- 【胡内】 全体としてのコメント、来年頃から各場での社会的養育推進計画策定や実践に向けて
- 【登壇者全員】 ディスカッション、それぞれの報告を聞いて

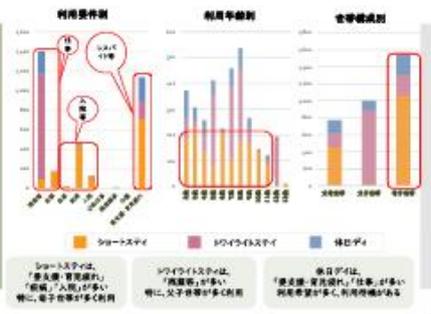
分科会③「子ども支援、親支援、親子関係支援を 包括する親子包括支援に向けて」

母子生活支援施設
これまでの実践と
これから

社会福祉法人 大洋社
常務理事 斎藤弘典

2022
子育て短期
支援事業
利用状況

5月分実績
約1,800件/月



法人概要

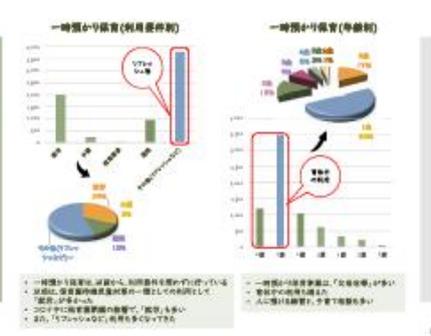
母子生活支援施設
緊急一時保護事業
子育て短期支援事業
子育て支援センター
地域公益活動

母子生活支援施設
子育て短期支援事業
子育て支援センター
地域公益活動

子育て支援センター
地域公益活動

2022
一時預かり
保育事業
利用状況

一時預かり保育(2021年)
母子生活支援施設内



これまでの実践
母子生活支援施設
地域への子育て支援

親子ショート・親子支援

【目的】
①産前・産後から切れ目のない支援
②児童虐待の早期の予防・発症防止
③急等保護のさらなる最小化の予防・防止

【事業内容】
①産前・産後から切れ目のない支援
②児童虐待の早期の予防・発症防止
③急等保護のさらなる最小化の予防・防止

母子生活
支援施設
+
地域支援

母子生活支援施設
緊急一時保護事業
子育て短期支援事業

事業名	実施期間	実施回数	実施件数	実施率
緊急一時保護	2021年10月～2022年3月	10回	100件	100%
子育て短期	2021年10月～2022年3月	10回	1,800件	100%
子育て支援センター	2021年10月～2022年3月	10回	1,000件	100%

子ども虹の架け橋プロジェクト

2015年ー
れいんぼ
2016年ー
おたのこども民生委員
2017年ー
おぼけ分けセンター

地域に貢献する活動で
自分の存在価値を高める

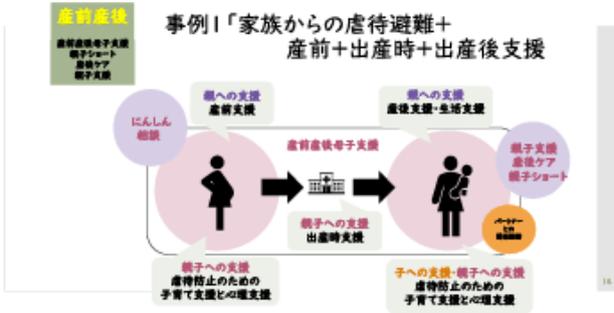
分科会③「子ども支援、親支援、親子関係支援を包括する親子包括支援に向けて」



令和3年度 全母協の3つの基本的な考え

1. 「産前・産後支援」
すべての子どもが希望をもって生まれ育つ社会に
母子生活支援施設は、特定保健福祉センター等から出産し母子の受養を確保すること支援。地域連携により「食支援」を行います。
2. 「アフターケア含む地域支援」
地域における子育て世帯の支援拠点として
母子生活支援施設は、地域の保健センター等と連携し、母子生活支援施設における子育ての継続を支援する。また、子育て支援センター等と連携し、地域支援を行います。
3. 「親子関係再構築支援」
分離しない支援からつながりの回復をめざして
互いの影響のもとで生活する子どもと母親、母子生活支援施設について再構築し、つながり、回復の機会を支援します。

これまでの実践 親子関係再構築支援



親子関係再構築

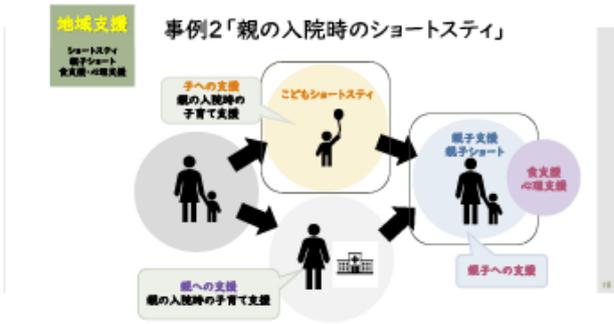
親子関係構築支援
子と親が別れた生活をしていないが、親子関係の構築支援する必要がある場合に親子関係を構築する支援

再統合
一時保護により、子と親が一度別れた後、再度、親子一緒に生活する

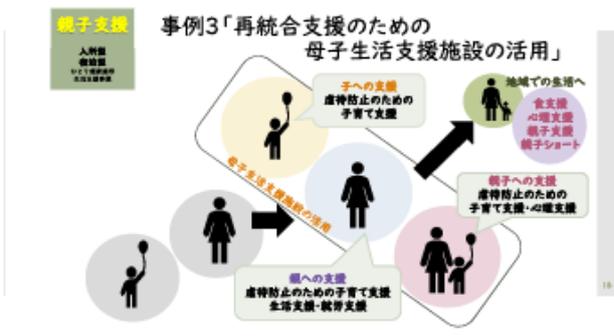
親子関係再構築支援
子と親が別れた生活をした経験がある場合に行う、親子関係の構築支援
一時保護による親子関係の再構築は、一時保護終了後の親子関係の再構築を支援する。

母子生活支援施設を活用し、親子の再構築支援を行う事例が、増加している
(令和3年度調査より)

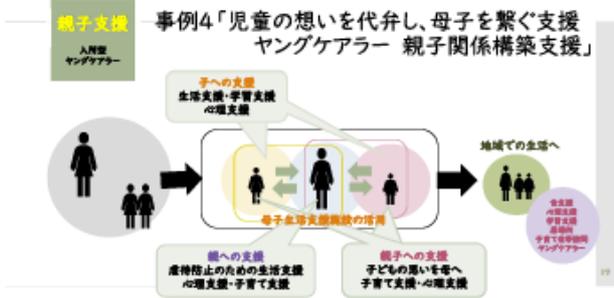
「別居中いる」施設の利用 47.2%
→「施設入所時に再構築支援」102名等
「施設入所後に再構築支援」144名等



これから 全国母子生活 支援施設協議会



分科会③「子ども支援、親支援、親子関係支援を包括する親子包括支援に向けて」



現状と課題

- 母子生活支援施設は、DV専用の施設とされている
 (行政)→DV以外の理由で利用したい人や行政が利用しづらい
 →DV専用の施設のイメージがあり、**地域連携**をさせてもらえない
 (施設)→母子生活支援施設の中には、DV被害者の人が多くいるため、**地域連携**を拒む施設がある
- 行政や地域に**知られていない**
 →全国に約200施設あるが、施設がない自治体も多い
 →児童相談所等に親子支援をする施設として利用されていない
 →都道府県と連携弱く、会議に参加できないところがある
 →施設も、自身の存在意義・潜在能力を知らないのでは?
- 利用減少**
 →「DV専用」「知られていない」「暗く厳しいイメージ」などで利用減少
 →広報周知がしづらい
 →職員配置が少なくなり、未来事業も継続が困難な施設もある
 →母子生活支援施設は、母子だけを支援する施設で良いのか?
 →ドメインの見直し



さいごに

子どもへ支援-親への支援-親子への支援
 子どもへの横ばい

分科会③「子ども支援、親支援、親子関係支援を 包括する親子包括支援に向けて」



全国の母子生活支援施設における
調査研究結果：定性的把握を中心
とした考察

野原早絵
(早稲田大学 社会的養育研究所)

2024年3月9日-10日 第6回FLECフォーラム
分科会③子ども支援、親支援、親子関係支援を包括
する親子包括支援に向けて
(早稲田大学国際会議場3階・第2会議室)
議題発表に際し、開示すべきCOI関係にあたる
企業などはありません

Photo by Eriko Kimura

©NPO FLEC

方法

- 定量的把握
 - (1) 施設について
 - (2) 母等について・母等への支援
 - (3) 子について・子への支援
- 定性的把握
 - (1) 母等へのインケア
 - (2) 子どもへのインケア
 - (3) 世帯全体へのインケア

※本発表では、定性的把握の結果
を中心に報告します



©NPO FLEC



【倫理的配慮】

本研究は日本財団の助成を受け、早稲田大学人を対象とする研究に関する倫理審査委員会の承認を得て実施されました(承認番号:2022-233)

本研究は、全国母子生活支援施設協議会のご協力のもと実施されました

©NPO FLEC

結果

- 返送された171施設(有効回収率85.5%)1367世帯の回答を対象に、定量分析を行なった。1223世帯の回答を対象にインケアについての自由記述回答をアフターコーディングにより整理した。
- 支援内容は多層的であり、第1層から第4層のカテゴリーに分類された。第1層は19、第2層は77、第3層は117、第4層は25のカテゴリーが抽出された。
- 母等、子ども、世帯ごとにカテゴリー内容及び該当世帯数を提示した。

©NPO FLEC

問題と目的

- 子どものパーマネンシー保障において、実親子関係による養育継続に向けた親子関係構築支援は重要である
- 母子生活支援施設は母子を分離しない唯一の社会的養護施設であり、家庭養育を支援するソーシャルワークの知見が豊富に蓄積されている
- 本研究では、母子生活支援施設の親子関係構築にかかわるソーシャルワークの実態を調査することを目的とした



©NPO FLEC

結果 定性的把握 支援内容カテゴリー

- 恒常的支援
 - 生活支援
 - 親子関係構築のための直接的支援
 - 子育て支援
 - 安全確保のための支援
 - スキル向上のための支援
 - 母子再統合に関わる支援
 - 産前産後の支援
 - 面談
- 法的手続きに関する支援
- DV被害に関する支援
- 子の父が関わる支援
- 他機関との連携
- 親族との関係調整
- 母の交際関係に関する支援
- 外国籍に対する支援
- メンタル面のサポート
- 受援に関する支援
- 退所に向けた支援

第1層
19

©NPO FLEC

方法

- 実施時期：2022年11月～2023年1月
- 全国母子生活支援施設協議会の全会員200施設を対象に、質問紙調査を実施
- 調査項目は、施設情報、世帯状況、入所世帯への支援等



©NPO FLEC



©NPO FLEC

分科会③「子ども支援、親支援、親子関係支援を 包括する親子包括支援に向けて」



支援内容カテゴリー例 生活支援

母等へのインケア 支援内容カテゴリー 生活支援の記述例

- 生活環境の調整。居室内に30袋以上のゴミ袋がクローゼット等に入られており、居室に小籠が飛んでいる状況だったため、現状は週2回はゴミ回収を含む居室訪問を実施。
- 学校・保育園関係書類の記入支援及び内容説明。裁判所の書類、役所関係書類への解釈説明。
- 母の生活リズムが崩れやすく、それが子の生活に大きく影響する(調を休む、就寝が遅れる)ため、生活リズムを整えることの大切さについて話す機会を何度も設ける。モーニングコール等も行う。

結果 定性的把握 母等へのインケア (395世帯)

・母等へのインケア・カテゴリーでは、第一層として

- 生活支援 (123世帯)
- メンタル面のサポート (122世帯)
- スキル向上のための支援 (101世帯)

が多い結果となった



母等へのインケア 支援内容カテゴリー メンタル面のサポート

・母等へのインケアに関しては、メンタル面のサポートの中でも、

- エンパワメント (52世帯)
が多く実施されていた

母等へのインケア 支援内容カテゴリー 生活支援

・母等へのインケアに関しては、生活支援の中でも、

- 健康に関わる支援 (33世帯)
- 家事支援 (28世帯)
- 各種手続きに関する支援 (24世帯)

が多く実施されていた

母等へのインケア 支援内容カテゴリー メンタル面のサポート

- エンパワメント (52世帯)
 - 労い、励まし(14)
 - 共感、寄り添い(7)
 - 傾聴、受け止め(35)

母等へのインケア 支援内容カテゴリー 生活支援

- 健康に関わる支援 (33世帯)
 - 通院同行(23)
 - 服薬に関する支援(14)等
- 家事支援 (28世帯)
 - 調理(4)
 - 掃除(19)
- 各種手続きに関する支援 (24世帯)
 - 書類の記入介助(10)
 - 書類の解説介助(6)
 - 申請の補助(13)等

母等へのインケア 支援内容カテゴリー メンタル面のサポート 記述例

- 母が褒められ、認められた経験に乏しく、子育てにも影響がみられるため、母自身を労い、褒めて認める声かけやコミュニケーションを図る機会を多く持っている。(週3~4回)
- 母自身、今抱えているものが多いことや、今まで子育てをまて来なかったことの罪悪感がある。不登校気味になっている第1子から「母親面するな」と言われたりすることで、自分を保っていくこともやっとなのである。カウンセリングを受けることが今はできない状況にあるので、職員が話を聴く対応。

分科会③「子ども支援、親支援、親子関係支援を包括する親子包括支援に向けて」

母等へのインケア 支援内容カテゴリー スキル向上のための支援

- 母等へのインケアに関しては、スキル向上のための支援の中でも、
養育相談(69世帯)
養育に関する助言(32世帯)
が多く実施されていた

©2019 NACU

子どもへのインケア 支援内容カテゴリー 子育て支援

- 子どもへのインケアに関しては、子育て支援の中でも、
養育補助 (57世帯)
保育支援 (30世帯)
が多く実施されていた

©2019 NACU

母等へのインケア 支援内容カテゴリー スキル向上のための支援

- 養育相談(69世帯)
- 養育に関する助言(32世帯)
- 子育てに関するリスク喚起(10)
- 子どもの発達に関する助言（問題行動ではなく、成長発達段階上の言動であることを伝える）(6)

©2019 NACU

子どもへのインケア 支援内容カテゴリー 子育て支援

- 養育補助 (57世帯)
 - 子どもの通院に関する支援(14)
 - 子どもの送迎（保育園・学校等）(13)
 - 子どもの登園・登校準備の補助(12)等
- 保育支援 (30世帯)
 - 補助/補充保育(16)
 - 施設内学童保育(10)
 - きょうだい児の保育(4)等

©2019 NACU

母等へのインケア 支援内容カテゴリー スキル向上のための支援記述例

- 子の体調不良時、母親が判断に困っているときにアドバイスをしている。
- 子育てに自信がなく、子の気持ちの切り替えの困難さ、噛みつき、度々ある悪癖の対応に困り感を感じていたが、心理士による月2回のペアレントトレーニングを行い、子どもとの関わり方を習得する支援を行った。
- 子とのスキンシップの大切さについて話し促すと、「絶対無理。スキンシップはできない」と拒否する様子があった。その後、母より、子が不安定であることもあり、少しずつではあるがスキンシップを増やしているという報告がある。

©2019 NACU

子どもへのインケア 支援内容カテゴリー 子育て支援 記述例

- 月1-2回、母子関係調整のための補助保育を行う。週1-2回、療室訪問のある子に対し、療室促しや職員が療室介助を行う。
- 保育園の送迎代行（週3回）。子が癇癇を起こした際の介入。
- 「就寝時、なかなか布団に入らず寝ない。布団に入ったとしても、そこからゴソゴソして全然寝ない」と母から相談があり、「頑張りシール表」を作成。保育所から帰ってきた時に毎日「今日はシール貼れる？」と話し、子どもとコミュニケーションを取っている。
- 施設内の学童利用。施設内保育室による補充保育の実施。

©2019 NACU

結果 定性的把握 子どもへのインケア (246世帯)

- 子どもへのインケア・カテゴリーでは、第一層として
子育て支援 (118世帯)
親子関係構築のための直接的支援 (96世帯)
が多い結果となった



©2019 NACU

子どもへのインケア 支援内容カテゴリー 親子関係構築のための直接的支援

- 子どもへのインケアに関しては、親子関係構築のための直接的支援の中でも、
親子関係調整 (71世帯)
が多く実施されていた

©2019 NACU

分科会③「子ども支援、親支援、親子関係支援を 包括する親子包括支援に向けて」

**子どもへのインケア
支援内容カテゴリ
親子関係構築のための直接的
支援**

- 親子関係調整 (71世帯)
- アドボケート (代弁する) (33)
- 子どもに対する個別対応時間(18)
- 子どもの様子等を母に伝える(12)
- 気持ちの言語化の補助(11)
- 親子の話を聞く(9)
等

**世帯全体へのインケア
支援内容カテゴリ
親子関係構築のための直接的
支援**

- 親子関係調整 (127世帯)
- アドボケート (代弁する) (43)
- 行事・イベントの開催(33)
- 親子の話を聞く(21)
- 子どもの様子等を母に伝える(17)
- 家族会議への参加(15)
等

**子どもへのインケア
支援内容カテゴリ
親子関係構築のための直接的
支援 記述例**

- ・ 特に回数などは決めず、その都度、個別で話を聞いたり、代弁したりしている。母には話せていないことも、職員には話してくれることが多い。子どもが傷つかないように、また、少しでも過ごしやすくなるよう子どもへの支援を行なっている。
- ・ 子が母から責められること、認められることを諦めてしまっている発言がみられるため、子を認め認めることを母へ伝えて、母からも褒めてもらえるように投げかけをしている。

**世帯全体へのインケア
支援内容カテゴリ
親子関係構築のための直接的
支援 記述例**

- ・ 3~4ヶ月に1度、担当母子支援員2名・各児担当の少年指導員3名が同席し、家族会議を実施し、生活の振り返りをし、家族の一員として個々が家族のために何ができるのかを考えたり役割分担をしたり、今の家族の課題を見つける時間を設けている。家族が安心して生活が送れるように皆で考える時間になっている。
- ・ 子どもからの暴力に関して、心理士から子どもへの聞き取りを行い、暴力行動をしてしまう状況を整理し、母への情報共有を行う。子どもにも暴力ではない母への伝え方を知らせる。児相、役所とも連携し、適切な養育が行えるよう指導してもらっている。

結果 定性的把握 世帯全体へのインケア (227世帯)

- ・ 世帯全体へのインケア・カテゴリでは、第一層として
親子関係構築のための直接的支援 (148世帯)
が多い結果となった



結果 定性的把握 オーダーメイドの支援

- ・ 母等へのインケア、子どもへのインケア、世帯へのインケアのいずれも、多くの支援が各カテゴリのいくつかを組み合わせた「**オーダーメイド (組み合わせ) の支援**」であった

**世帯全体へのインケア
支援内容カテゴリ
親子関係構築のための直接的
支援**

- ・ 世帯全体へのインケアに関しては、親子関係構築のための直接的支援の中でも、
親子関係調整 (127世帯)
が多く実施されていた

母等へのインケア「オーダーメイドの支援」の例

3. 親子関係構築のための直接的支援
4. 子育て支援
母は逆産後の資格取得に向けて取組んでいる。勉強や実習で忙しく、子どもの相手や家事ができない時は補助保育を行い、母が自分のことや家のことをできる時間を作るようにしている。母に余裕ができると、夜、子どもと関わる時間ができ、子どもの精神面の安定にもつながる。
3. 親子関係構築のための直接的支援
8. スキル向上のための支援
17. メンタル面のサポート
子どもにがっかりあまりよくない言動が見られた時も、否定しない方法で母に話しかけ、違う方法をやって貰えるなどのかかわりをしている。特に、子育ての正しい答えがほしい母には、答えが一つではなく、様々な工夫の繰り返しと継続であることを、失敗談なども交えながら伝えていく。

分科会③「子ども支援、親支援、親子関係支援を 包括する親子包括支援に向けて」

子どもへのインケア 「オーダーメイドの支援」の例

3. 親子関係構築のための直接的支援
4. 子育て支援
5. 安全確保のための支援
17. メンタル面のサポート
子は、父から母への期待付けられる暴力（父親一歩上で、母は母親役割より下という期待付け）を母の当たりにするが、自身も厳しく支配的に育てられた被害者であった。その影響により、子を母が従えようとしたり、子にとっては納得できていない保育施設等の生活環境の変化に対する不満を母にぶつけ、不安定な母子関係であった。そのため、母から子に説明して反発のあるような場合には、職員からも同じように話をしたり、まずは子どもにとって物理的には物足りない施設生活の中でも、自分の正直な気持ちや子どもとしての考えが自由に出せる安心した場所や生活となるよう関わった。

考察 母子生活支援施設における支援の課題

支援を行う際には、**個人・世帯に対する丁寧なアセスメントが重要**
↓
具体的なアセスメントのあり方、専門職の活用について、今後検討が必要

世帯へのインケア「オーダーメイドの支援」の例

1. 個別的支援
3. 親子関係構築のための直接的支援
6. スキル向上のための支援
また、母が自分の生い立ちの中で養われた経験がなかったために、子を上子に養育することが苦手だったので、子の生活スキル向上のためにも職員と一緒に簡単な調理をして、母にも養ってもらえる場面作りを行ったりしている（月2回）。
3. 親子関係構築のための直接的支援
4. 子育て支援
6. スキル向上のための支援
子がイヤイヤや別に入り、食事や入浴等において、なかなか母の望むよう行動してくれない際も、母は優しく子を待っているが、疲れる見えるため、職員が声かけ等のモデルを見せ、促し方を伝えたり、導入だけ手伝い後は母がやるような流れを作ることで、母の負担も減らしつつ母のアライドを促す母が子に「やってあげたい」と思う気持ちも増やすことを支援するよう、意識している。例定としては、随時であるが、入浴の導入や歯の仕上げ磨きの補助はほぼ毎日行っている。

まとめ

母子生活支援施設は親子分離せずに生活支援・心理的支援、関係調整支援を実施できる地域資源
↓
社会的養育における予防的取り組みを個別できる
↓
母子生活支援施設で行われている支援は広範範囲にわたり、かつ個人・世帯に応じたオーダーメイドの支援である
↓
支援を行う際の個人・世帯に対するアセスメント、専門職を活かした支援については、さらなる検討・研究が求められる



考察 母子生活支援施設における支援

課題の早期発見・早期介入、状況を悪化させない介入に至るまで、広範的な支援

- 生活の中での母子との関わりから、課題を早期に捉え、早期に介入する
- 生活支援から子育て支援、親子関係調整の支援等、広範的な支援を行う

Thank you for listening!

本調査にご協力いただいた関係者の皆様に感謝いたします

早稲田大学 社会的養育研究所 調査



考察 母子生活支援施設における支援

1つの支援の中で、複数の支援を組み合わせる「オーダーメイドの支援」の実施

- 生活の中で母子の様子をつぶさに捉え、個人や世帯に応じた支援を行う

分科会③「子ども支援、親支援、親子関係支援を 包括する親子包括支援に向けて」

第6回FLECフォーラム分科会③
親子合わせた支援（親・子ども・親子関係への支援）
紹介「母子生活支援施設でのヤングケアラー支援」

西南学院大学 安部計彦

調査：ヤングケアラーへの母子生活支援施設での支援

- ・目的：母子生活支援施設に入所前にヤングケアラー状態であった子どもに母子生活支援施設はどのような支援を行っているか
- ・実施時期：2023年7～8月
- ・実施方法：全国母子生活支援施設協議会から全国の施設にメールで配信し、Googleフォームで直接に回答をいただく
- ・なおヤングケアラーへの支援の効果を調べる初めての調査

(表1) ケアの対象者（複数回答）

ケアの対象者	人数(%)	内訳	(参考) 三原UFリサーチ&コンサルティング2021《中学2年生》
母親	66(71.6)		196(58.5)
きょうだい	45(48.4)	兄 3(4.6) 姉 5(7.7) 弟 39(96.0)	114(35.7)
父親	0		114(35.7)
祖父母	0		73(22.3)
合計	95(100)		319(100)

(表2) ケア対象者の内訳

対象者の内訳	人数(%)
母親のみ	30(31.6)
きょうだいのみ	27(28.4)
母ときょうだい	38(40.0)
合計	95(100)

(表3) 家事従事

		入所後の負担				合計	
		なし・不明	月1回程度 (負担小)	週1回程度 (負担中)	ほぼ毎日 (負担大)		
入	なし・不明	人数 (%)	38(70.0)	213.0)	8(15.7)	5(9.0)	53(100)
	調整済み残差		4.9	-2.1	-0.5	-3.8	
前	月1回程度	人数 (%)	1(25.0)	2(50.0)	0	1(25.0)	4(100)
	調整済み残差		-1	2.9	-0.9	0	
前	週1回程度	人数 (%)	4(26.7)	3(20.0)	5(33.3)	3(20.0)	15(100)
	調整済み残差		-1.9	1.6	1.8	-0.4	
ほぼ毎日	人数 (%)	1(6.3)	1(6.3)	2(12.5)	12(75.0)	16(100)	
	調整済み残差		-3.8	-0.5	-0.6	5.2	
合計	人数 (%)	47(48.8)	8(8.3)	15(17.4)	21(24.4)	86(100)	

P<.001

(表4) 生活への影響①欠損

		入所後の負担				合計	
		なし・不明	月1回程度 (たまにある)	週1回程度 (時々ある)	週に数回 (かなりある)		
入	なし・不明	人数 (%)	38(70.4)	2(3.7)	2(3.7)	12(22.2)	54(100)
	調整済み残差		3	-2.3	-1.5	-0.9	
前	月1回程度	人数 (%)	3(42.9)	3(42.9)	1(14.3)	0	7(100)
	調整済み残差		-0.9	3.2	0.8	-1.6	
前	週1回程度	人数 (%)	3(34.3)	1(11.7)	1(11.7)	1(11.7)	6(100)
	調整済み残差		-0.4	0.8	1	-0.5	
ほぼ毎日	人数 (%)	6(31.6)	2(10.5)	2(10.5)	9(47.4)	19(100)	
	調整済み残差		-2.7	0.2	0.7	2.5	
合計	人数 (%)	50(58.1)	8(9.3)	6(7.0)	22(25.6)	86(100)	

P<.01

(表5) 子どもへの支援

	施設内での 情報共有		学習室等での 個別声かけ		学習室等 目への声かけ		学校の担任等と の連絡・調整		児童発達員と の個別支援		母子関係 調整		心療士との 個別支援	
	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)
なし・不明	4(4.2)	10(10.4)	33(34.4)	21(21.9)	9(9.4)	24(25.0)	49(51.0)							
たまにある	16(16.7)	28(28.2)	20(20.8)	40(41.7)	56(58.3)	39(40.6)	21(21.9)							
よくある	28(28.2)	33(34.4)	18(18.8)	16(16.7)	20(20.8)	16(16.7)	10(10.4)							
常にある	48(50.0)	25(25.0)	25(26.0)	19(19.8)	11(11.5)	17(17.7)	16(16.7)							
合計	96(100)	96(100)	96(100)	96(100)	96(100)	96(100)	96(100)							
平均値	3.25	2.76	2.36	2.34	2.34	2.27	1.93							

(表6) 子どもへの支援（自由記述）

子の居場所係長、学習支援、活動支援
少年担当と個別で遊ぶ時間や学習時間を作っている
子の気持ちを代弁したり、家の手伝いについて母子で話し合う。片づけ支援
個別に少年担当と仕事をしながら話す時間を定期的に持っている
中高生の居場所事業へ誘い出し少人数での活動を促す
月1回の家族会議、部員や関係機関との情報共有、同行支援やお金の学習などの個別支援
塾準備、学校への同行、居室に介入し、一緒に掃除をする。
学校で必要な物を一緒に買いに行ったり、学校を休んでいるときに一緒に遊ぶなど。

(表7) 通期への支援

		職員による個別 声かけ		心療士以外の 職員による個別 声かけ		母子関係 調整		医療機関利用に 関係する支援やサ ービス利用の相 談・利用		心療士による 個別調整		心療士による 相談・同行	
		人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)
なし・不明	人数 (%)	1(1.0)	3(3.3)	12(12.5)	21(21.9)	47(49.0)	56(58.3)	49(51.0)					
	調整済み残差												
たまにある	人数 (%)	5(5.2)	36(41.6)	48(50.0)	38(39.6)	36(37.5)	23(24.0)	36(37.5)					
	調整済み残差												
よくある	人数 (%)	28(28.2)	30(31.3)	19(19.8)	22(22.9)	6(6.3)	6(6.3)	9(9.4)					
	調整済み残差												
常にある	人数 (%)	62(64.6)	22(22.9)	17(17.7)	15(15.4)	7(7.3)	11(11.5)	3(3.1)					
	調整済み残差												
合計	人数 (%)	96(100)	96(100)	96(100)	96(100)	96(100)	96(100)	96(100)					
平均	3.57	2.76	2.43	2.32	1.72	1.71	1.66						

分科会③「子ども支援、親支援、親子関係支援を 包括する親子包括支援に向けて」

(表8) 施設内での母親への支援（自由記述）

書類等の記入の支援、または代行 服薬確認、医療機関との情報共有、 家族会議の実施 保育園や学校との懇談に出席、保育園送迎 メンタル不調に陥った母の話を母担当が聴いている 調停への同行支援、パスポート取替のための支援。 子どもの対応について母担当が話を聴いている 家事支援、ゴミ出し、居室清掃、書類記入など 入院中の子の居場所確保、社会資源の案内 地元や関係機関との連携や情報共有、手続き同行、家計支援、書類記入支援 母への支援として職員による居室清掃支援のほか、金銭管理、服薬管理、医療機関 への同行、他機関との連携を密にしている
--

(表9) 支援困難の理由

	母の病状、母の知的 (精神) 能力		母の病状 (身体)		子が症 舌・回遊		きょうだい 舌・回遊		きょうだい 障がい		きょうだい の病状	
	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)	人数 (%)
なし・不明	31(32.3)	57(58.4)	67(68.8)	51(53.1)	65(67.7)	74(77.1)	82(85.4)	89(92.7)				
たまにある	17(17.7)	13(13.5)	8(8.3)	31(32.1)	24(25.0)	12(12.5)	3(3.1)	5(5.2)				
よくある	12(12.5)	4(4.2)	4(4.2)	11(11.5)	4(4.2)	5(5.2)	7(7.3)	2(2.1)				
常にある	36(37.5)	22(22.9)	17(17.7)	3(3.1)	3(3.1)	5(5.2)	4(4.2)	0				
合計	96(100)	96(100)	96(100)	96(100)	96(100)	96(100)	96(100)	96(100)				
平均	2.55	1.91	1.7	1.65	1.43	1.39	1.3	1.09				

まとめ

- ・ヤングケアラー状態は支援が入っても容易には改善しない
- ・母子生活支援施設ならではの、子どもへ・母親へ・母子両方への支援が行われていた
- ・支援が進まない理由に、保護者の疾患や障がいがあった

(注) 詳細は西南学院大学人間科学論集（紀要）に掲載され、6月ごろに一般公開（「母子生活支援施設、ヤングケアラー」で検索を）

分科会③「子ども支援、親支援、親子関係支援を
包括する親子包括支援に向けて」

地域の中で承認しあう
関係と場づくり

NPO法人せたがや子育てネット 代表理事 松田妙子



「相談」の前と後が大切
地域子育て支援コーディネーター

赤ちゃんとのふれあい体験授業
近隣の地域子育て支援拠点から親子が訪問
(意味あるオトナとの出会い)



地域の中で何度も重ねて承認されていく



ターゲット支援を組み合わせる



地域子育て支援拠点でも体を休めるスペースを
区内17カ所で展開。

だっこや
おんぶも
丁寧に
伝えます



分科会③「子ども支援、親支援、親子関係支援を 包括する親子包括支援に向けて」

両親学級から「地域」と出会う



区民版子ども子育て会議
計画策定と並行して市民の対話の場をつくらう

始まって
9年目



- 手弁当ではじめる。(数人からでも、いつからでも)
- 対等な立場で、要望の場ではないことを確認。
「切れ目ない支援」「外遊び」「働き方」官民まじえてもりあがる！
- 場所は行政が確保してくれるようになる。
- 終わると必ず懇親会
→政策にも反映されました。
→パートナーシップの醸成
→異動してきた担当者を巻き込む



私たちにも
役割がある！

分科会③「子ども支援、親支援、親子関係支援を包括する親子包括支援に向けて」

子どもの居場所 月の家



青少年の自立を支える会 月の家
ホーム長 藤 美樹

ファミリーホーム「はなの家」

開設当初は、受託児童数5名及び宇都宮地域のショートステイ、緊急一時保護、子どもの緊急のニーズ等の対応種1名の合計6名（原則中高生男児）としていました。しかし施設勤務時代に担当していた子どもたち(姉弟)を受託することになったため現在は男女合わせて6名が在籍しています。
養育者1名、補助3名(計4名)で日々の対応に出っています。



青少年の自立を支える会とは

[沿革]
平成 4年 12月 高橋保（現理事長）、自治会職員1名、設立を決議。宇都宮市立第一、第二児童会を継承。
平成 6年 5月 「青少年の自立を支える会」事務局発足。
7月 「青少年の自立を支える会」設立総会、役員と卒業生が選出。
9月 自立支援チーム「月の家」開設。
平成 14年 9月 施設名称「自立のサポートライン」更改。
「月の家」、児童自立支援施設事業認定。
平成 17年 6月 「青少年の自立を支える会」、特定児童相談所（NPO）法人認定。児童相談所に児童受け入れ認定。
平成 17年 12月 関係者より、認定NPO法人として認定。資本金、定款の確定。
平成 19年 6月 二子町児童会に運営継承が開始。
平成 21年 4月 宇都宮市福祉士会に協賛施設を認める。事業費助成に基いた運営。
平成 22年 1月 社会的保護の企業協力のためのNPO「ほのぼの」開設。
平成 23年 6月 三井自動車学校に業務委託開始。
平成 24年 1月 ファミリーホーム「はなの家」開設。
平成 24年 7月 子どもの居場所「月の家」開設。
平成 29年 12月 内閣府認定児童相談所（児童福祉の子供と家族・若者の発達支援）
平成 30年 4月 施設名称変更（学芸文芸）
令和 2年 7月 月の家 移転
令和 4年 7月 設立25周年を迎える。



子どもの居場所とは

子どもの居場所とは、地域にあるもう一つの家のことです。放課後に利用できる自分の家のような場所です。

目的	基本方針	支援の内容
在宅において十分な養育を受けられない子どもまたは子育てに困難を抱えている親の育ち、育てを支援することで、子どもの社会的自立を促し、心神や経済の連鎖を断つことを目的としています。	①受け止めてくれる人がいる場であること ②休みの場であること ③寄り添いともに行動する存在であること ④自尊感情を回復、獲得する場であること ⑤途切れることのない支援であること	①子どもへの食事の提供、入浴・洗濯の支援 ②個々に応じた学習支援 ③子ども一人ひとりの遊びの手助け ④発達障害の話し相手 ⑤到着と送迎のことへの支援 ⑥個々のニーズに応じた支援

〇自立援助ホーム「星の家」

中学や高校中退で就職し自立を強いられた児童養護施設等の子どもたちが、職をそして生活拠点を失った際のよりどころとなり、再スタートを切るまでの併生活支援を行います。これまで140名を超える子ども達の支援をしてきました。近年は、施設経験者よりも家庭で育った子どもが大半になっています。



自主事業：OG・OBが親になる時、なった時のための支援「ママと赤ちゃん」

子どもの居場所の一瞥



〇子どもの居場所「月の家」

宇都高市の「要支援児童健全育成事業」を受けて開設された「子どもの居場所」は、地域の中にある子どもたちにとっての「もうひとつの家」のことです。放課後の勉強や遊び、食事、入浴など当たり前の生活や人間関係に触れることを大切にしています。



居場所の大人の役目は何か？

それは...
子どもたちを
「守ること」「わくわくさせること」

分科会④「これからの里親制度について本音で語り合おう！」

分科会④

「これからの里親制度について本音で語り合おう！」

課題提起：

藤井 康弘（代表幹事／元厚生労働省障害保健福祉部長）

パネリスト：

新井 淳子（一般社団法人こどもみらい横浜 代表理事、横浜市フォスタリング機関さくらみらい 担当理事）

北川 聡子（社会福祉法人麦の子会 理事長、日本ファミリーホーム協議会 会長）

ロング朋子（一般社団法人ベアホープ 代表理事）

長田 淳子（二葉乳児院副施設長、フォスタリングチーム統括責任者）

白田有香里（一般社団法人 COCO PORTA 代表理事、千葉市ひまわり会（里親会）会長、東京都児童相談センター児童福祉司）

助言者：

末武 稔也（こども家庭庁 支援局 家庭福祉課 社会的養護専門官）

コーディネーター：

横堀 昌子（青山学院大学 コミュニティ人間科学部 教授）



分科会④「これからの里親制度について本音で語り合おう！」



分科会④

横堀昌子

(青山学院大学コミュニティ人間科学部教授)

第4分科会のコーディネーターを務めました青山学院大学の横堀昌子と申します。よろしくお願いいたします。今回この分科会4のテーマは、代表幹事でもあります藤井さんからご提案をいただき、「これからの里親制度について本音で語り合おう！」という、ちょっとドキドキするようなテーマとなりました。今回はいずれも里親をされてきた皆様のご発題・ご助言ということで、テーマにつき、従前以前にない質的な議論が「一石を投げられた」形でできたのではと思っております。

社会から信頼される養育を作る責任がこの家庭養護にもあるわけですが、里親委託が思うように進まないという状況もございまして、里親の側にも多様な課題があるのではないかと、という問題提起が藤井さんからなされました。よって、これまで公的な場でおそらくあまり議論されることなかった里親側の抱える課題について、可能な限り関係者がともに考え、語り合いたいという趣旨から議論が始まった、キックオフともいえる分科会であったと考えます。

皆さま、お手元のプログラムをご覧ください。まず藤井さんから課題提起をいただき、その後、パネリストとして5名の皆様にお話をいただいた構成になっております。藤井さんからはまず、養育において最も大切なのは愛着、情緒的な信頼関係ではないかと投げかけられました。しかし、里親の養育の中には専門的な知識、経験が十分でなかったり、ややもすれば孤立しがちであったり、家庭としての密室性があったり、そうした状況から養育が、あるいは支援が「難しい」ことが起きているのではないかと、課題が示されました。特に里親家庭の習慣や文化、養育者がもっている価値と子どものニーズ、意向との乖離が起きてはいないかと、里親家庭が抱えがちな

課題について課題提示がありました。その後、今後を考えていく1つの切り口として、「ケア里親」という仮の名称で、現行の専門里親を拡充して対象範囲を広げることによって創設する里親の形、新しい充実のあり方が一案として示されました。これは決して里親手当てを上げる議論ではないけれども、このような里親の在り方を1つ、職業化のかたちで考えてみるのはいかがでしょうかという提案があったわけです。

この提案には、さまざまな関係機関が里親家庭に関わりやすくするという、場合によっては応諾義務を課すことで子どもを受け入れる体制を作っていくことも含まれます。さらに児相や施設で経験を積んだ人たちが一定の年齢に達したあとに里親になるルートもできるのではないかと、養育者が養育に専念できるような体制を作るのはいかがでしょうか、といった提案も議論の切り口として示されました。

一方この方策のデメリットとしては、いわば「お金目当て」で登録してくる人たちをどう排除するか、里親家庭という家庭の養育の中に外部から介入されることをどう考えるか、子どもから見て職業としての里親との生活が家庭と言えるのか養育者との関係性はどうなっていくか、といったことも指摘され、どこから家庭と公的な養育の橋渡しをしていけるか課題の共有もなされました。

登壇者のお一人、新井さんからは、そもそも家庭は私的なものであり、里親認定までのプロセスにおいてすでに細かくスクリーニングしている。そのような家庭の養育を外部からコントロールできるのかという問いかけもありました。ただ、里親の養育の質を上げていくには現行の制度や最低基準等の見直しも必要ではないかと、安心・安全な居場所として子どもが家庭の中で暮らしてい

分科会④「これからの里親制度について本音で語り合おう！」

くために考えるべきことは多くあると語られました。

北川さんからは、ご自身の里親養育の経験に加え、麦の子で取り組んできた、多様なヘルプを出しながら、里親が関係者と一緒に養育をしていく環境づくりが紹介されました。加えてアメリカのボーイズタウンの事例が出され、ある機関に所属しながら里親が子どもを安定して養育していく環境を作ることで、里親が持つ力への着目だけでなく、コミュニティをつくり活かす観点も必要ではないか、と語られました。

ロングさんからは、「ふつうの家庭」であってほしい、と言われ、里親になったご自身の体験から、職業化への問いも語られるとともに、残念ながら天に召され、今回参加がかなわなかった、登壇予定でした白田さんの思いを皆さんにご紹介いただきました。白田さんが家庭養育に意欲的に取り組まれ、里親として願ってこられた思いを共有することができました。白田さんが里親でありながら児童相談所でも働いてこられた中で、里親制度の発展のためには児童相談所の働きもまた改善していく必要があるのではとおっしゃっていたことを私自身も思い返しました。白田さんがケア里親等、職業化については同意され、賛成の思いがあったことも、ロングさんからふれていただきました。

続く長田さんからの発題の、里親家庭の日常性という中で、「通常の家族の生活」をどう子どもたちと共有し、活かしていくのかというお話があり、家庭養育がそもそも持っている機能と本質的な役割は何か、という観点フロアに広がったように思います。

助言者である末武さんは施設職員の経験もお持ちで、かつ里親としても養育をされてきています。専門職であるからイコールよき養育ができる、成立するということはない、と指摘され、里親家庭の中できれいに紡いでいく営みの意味を語られました。このように、各登壇者よりテーマに応答する重層的な見解が重ねられました。

里親の職業化、事業化を巡っては、諸外国に目を転じますと、フランスやイギリスの一部ではそうなっている部分もございますし、そのために300時間ぐらいの研修を受けることになっている等いくつかの先行実践ともいえる取り組みが見受けられます。日本における現行の4種類の里親の種類を制度的にどうしていくかについては、

課題と向き合いながら議論していくことが求められるでしょう。

何といたっても子どものニーズに応えられる養育環境を家庭との協力でどう作れるかが最重要です。そこで私自身も、体験の中から現行の専門里親の制度が少し「もったいない」制度になっていないかと申しました。里親それぞれがこういうことだったらできる、こういうことだったら自分の家庭の強みがより生きる、といった思いがあることでしょうか。そこで、里親の養育の在り方、里親に何が求められるかをめぐって引き続き議論をしていく必要があるという確認をいたしました。議論は以後続く、となりましたが今までなかなか質的な議論が展開できなかった中で、静かに波紋が広がっていくような大切な一石を藤井さんから投げかけていただき、その意味を皆さんと一緒に広げる機会になりました。皆様に感謝です。

分科会④「これからの里親制度について本音で語り合おう！」

第4分科会
「これからの里親制度について
本音で語り合おう！」

課題提起

令和6年3月9日
全国家庭養護推進ネットワーク代表幹事、養育里親
藤井康弘

一つの提案として、里親の職業化が考えられないか

- 例えば、愛着の関連等を含めて養育上の課題のある子ども、課題のあることが見込まれる子どもは、新たな区分である「ケア里親（仮称）」の対象とする。
- この「ケア里親（仮称）」は、現行の専門里親（被虐待、障害、非行が対象）を拡充して対象範囲を広げることに
より創設する。
- 「ケア里親（仮称）」は里親手当を飛躍的に引き上げて、夫婦どちらかが仕事をやめて養育に専念することにして
も家計が成り立つような水準にするとともに、登録の際
の要件を大幅に引き上げる。

18年間里親を経験してきたの実感

- この上なくやりがいがあるものの、なかなか大変で、
ちょっとやそっとの覚悟でできるものではない。
- 養育において最も大事なものは、愛着・情緒的な信頼関係（信頼できる大人の存在）ではないか。
←「子どもの権利」を守ることや「アドボケート」
は当然の前提だが、それだけで子どもが育つ
わけではない。
- ←諸々の専門性、CSPやフォスタリングチェンジ
等のセオリー・ノウハウは養育の必要条件だが十分
条件ではない。

このような仕組みにするメリット

- 夫婦どちらか一人が子育てに専念できる。
- 職業として責任をもって養育していただくことで不調を減らせる
のではないか。
- 然るべき報酬を得る職業となれば児相や里親支援センター、フォス
タリング機関が指導しやすくなる。
- 会計監査や第三者評価を含め、行政が把握しづらかった家庭内での
養育について、一定の透明性が確保できる。
- 応諾義務を課すこともでき、里親の養育レベルも向上して、課題の
ある子どもの委託先が増える。
- 一定の資格要件を課すことで、社会的な信用度が増す。
- 施設や児相で経験を積んだ方々が一定の年齢に達した後に里親にな
るというルートもできるのではないか。

里親の立場から見た課題

- 一般に専門的な知識・経験が十分でない。
- ややもすれば孤立しがち
- 「家庭」としての密室性

このような仕組みにするデメリット

- お金目当てで登録してくる人々をどうやって排除するか。
- 家庭の中に手と口を突込まれることを里親家庭が受忍できるか。
また「志」や宗教を含む個人の理念の下に里親をしている方々が受
忍できるか。
- 税金の申告や行政への報告等で事務作業が増えることを里親家庭が受
忍できるか。
- 一律の養育が半強制されて、その子どもの個性に合った養育、その
家庭なりの特徴的な養育が失われるのではないか。
- 夫婦どちらかがそれまでの職業的キャリアを一時放棄して言わば子
どもの養育専業になることのハードルは存外高いのではないか。
- 子どもから見て職業としての里親との生活が「家庭」と言えるのか？
また「ケア里親（仮称）」は一支援者ではなく「親」であり続けら
れるか？ その生活の場は「家庭」であり続けられるか？

行政の立場から見た課題

- 里親登録の動機と子どものニーズの乖離
→不調の増加？
- 里親がボランティアであるが故に厳しいことが言え
ない。
→里親家庭の習慣や文化と子どものニーズや意向と
の乖離？
- 里親は人生経験が様々で、信頼の基盤になる「よす
が」が見出しにくく、特に児相や施設等の社会的
養護関係者における信頼が築かれにくい。
- 共働きの増加

実際に制度化を検討するに当たっての課題

- 登録時の資格要件をどのように設定するか。
(長期に渡る研修、施設等での養育経験の評価、
社会福祉士等の既存資格との関係等)
- 指導監査、会計監査、第三者評価等の在り方
- 家庭の「習慣」や「文化」をどこまで許容し、
どこから是正を求めるのか。その線引きが可
能か。

分科会④「これからの里親制度について本音で語り合おう！」

**これからの里親制度について
本音で語り合おう！**

一般社団法人こどもみらい横浜 代表理事
フォスタリング機関さくらみらい 担当理事
養育里親 新井 淳子

子どもにとって大切なことは

- 安全で安心な居場所、連続性のある関わりなどいろいろあるが……

大切にされている、生きていてもよいと思える自己肯定感

自己紹介

- 2001年横浜市養育里親認定
同年2歳女兒委託(現在24歳・自立)
- 2013年一般社団法人こどもみらい横浜(里親会)会長就任
- 2023年4月法人型高校生専用FH「さくらハウス」開所
5人の高校生と暮らす
- 9月同法人が横浜市里親フォスタリング事業受託
フォスタリング機関さくらみらい事業スタート 担当理事

**子どもの声に耳を傾ける
子どもたちは、何を求めているのか**

子どもたちからおとなへのメッセージ

まず、おとなが幸せにいてください。おとなが幸せじゃないのに、子どもだけ幸せにはなれません。おとなが幸せでないと、子どもに虐待とか体罰とかが起きます。条例に「子どもは愛情と理解をもって育まれる」とありますが、まず、家庭や学校、地域のなかで、おとなが幸せでいてほしいです。子どもはそういうなかで、安心して生きることができます。
(川崎市子ども権利条例子ども委員会まとめ)

多様な価値観、多様な家族のカチ

- そもそも家庭は私的なもの。だから里親認定までに細かくスクリーニングをしている。
- 家庭養育を外側からコントロールできるのか？してよいのか？
- 公的養育とは 一律の養育を義務づけるのが良いのか？

そもそも里親を職業化できるのだろうか

「里親が行う養育に関する最低基準」

- 第13条 児童相談所からの指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 15条 委託児童の養育に関し、児童相談所、中略、当該児童の就学する学校その他の関係機関と密接に連携しなければならない。

現在のこどもの状況に見合った見直しで養育里親のスキルの底上げはできないか

分科会④「これからの里親制度について本音で語り合おう！」



これからの里親制度について本音で語り合おう！

—第6回FLECフォーラム第4分科会—
 社会福祉法人愛の子会理事兼
 日本ファミリーホーム協議会会長
 北川陽子



里親は、ボランティア？

- ・里親は職業ではないけれど、社会から託された子どもを、自分の家庭に招き入れ育てている。
- ・→国から、子どもの生活費と里親手当てが出ます。
- ・資格要件は、子どもが幸せに育ててほしいという思い、貧困状態でないこと（線引きが実際はあいまい）→審議会
- ・欠格事由がないこと
- ・認定前研修を受け→家庭の状況を把握するための家庭訪問
- ・同居人の同意（配偶者、実子、祖父母等）

むぎのこの場合

ファミリーホーム

- ・里親さん 里父と補助者と6人の子を育てている
- ・4時に起きて自分の時間、洗濯、朝の準備、事務、料理、買い物

心	・週2回里親の自助グループ ・グループカウンセリング（里親のみ・自分の子どものクラス等）
学	・法人内の研修（発達・トラウマ・思春期・アブユーズ・アディクション・職業人として） ・出張、研修

札幌市里親会
 里親会グループのとりまとめ
 週末企画

里親は、半分ボランティア？

- ・国から里親手当てをいただいているのでボランティアとは言い切れない。
- ・最近の傾向
- ・子どもを家庭に招き入れて一緒に衣食住を共に暮らすこと。
- ・子どもの価値観ややり方大切にすること、育ち、権利の尊重、発達特性や、その子その子にあった子育てのスキル、トラウマへの対応、子育てが難しいなってきたら—里親側の心の安定
- ・実親や児相など関係機関との対応も求められる
- ・育てる里親も支援が必要



里親家庭は社会的子育て



アメリカ BoysTown

評価

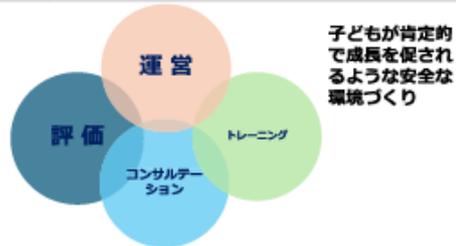
- ・学校
- ・実親の意見
- ・子どもの意見
- ・面接換算
- ・里親のサポート
- ・心理、Drの意見

里親・ファミリーホーム ← コンサルテーション
 ← 研修
 ← スーパービジョン

もし里親さんに問題が起きても基本の責任はBoysTownのスーパーバイザーにある

分科会④「これからの里親制度について本音で語り合おう！」

アメリカ BoysTown

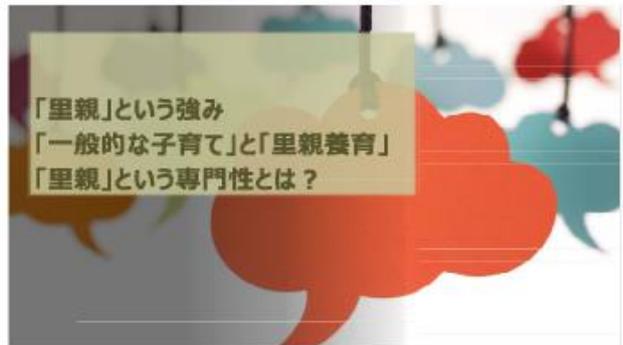


里親さんにも、よい関係の中、システム的に支える必要がある

あたらしい里親の時代へ

- 社会的養護だからとあきらめることはもったいないと思います。様々な理由から親と暮らすことが、叶わなかったという挫折を味わった僕たちのなので、これ以上自分の意志以外の理由で、諦めることをしてほしくないと思います。（朝日新聞厚生文化事業団すだちずノートから）
- 立派な里親でなくてもいい。子どもが気を使わないで、里親さんは子どもの声を聴き、子どもの揺らぎに里親も悩みながら一緒に暮らし、みんなで育てていくことが大切

分科会④「これからの里親制度について本音で語り合おう！」



自己紹介



長田淳子 (ちよだ じゅんこ)
 社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院 副院長
 二葉・子どもと里親サポートステーション 統括責任者
 2016年 保育士職登録 一時保護などの経験を経て、現在長期保育6年目

里親養育とは？



エビデンス
 里親養育に関するノウハウ、子どものニーズに合わせた支援についてなどの研究やノウハウの積み重ね



チーム養育
 多様な子どもと家族に合わせた支援をするために、多職種多機関連携の強みを活かした養育。



子どものモデルになる
 日々の生活が、自然に親やかに馴染み、子どものこれからのモデルになるという点。

何気ない日常を重ねること ありのままの姿をみせること

泣いたり、怒ったり、笑ったり。
 何気ない日々を重ねていくこと。
 いい日も良くない日も、一緒に居てくれる人がいること。

これからの里親制度を考えるとしたら

専門里親について
 専門里親の制度内容の再整理。
 短期集中的な支援
 一時保護としての専門性
 →アセスメントを含めた一時保護

ファミリーホームについて
 複数養育の弱点の補強と強みを活かすマッチング。
 グループホームではない養育というすみわけ。

エリアを越えたマッチング
 自治体を越えた、マッチング。
 子どもが、養育地域の特性や左右されず、ニーズに合わせた支援ができるように。
 そのためにも、専門職の専門性の向上を。

一緒に暮らすということ

- 衣食住を共にすること
- 春夏秋冬を共に過ごすこと
- 「おやすみ」と「おはよう」の繰り返し
- 変わらない人と場所と「存在」
- 変わらない自分の食卓と、変わらない味と、一緒のごはん

